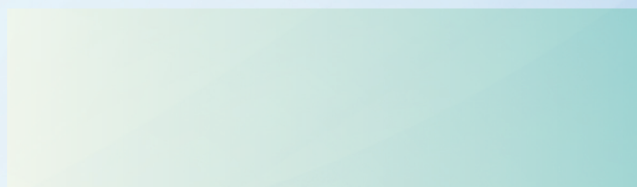
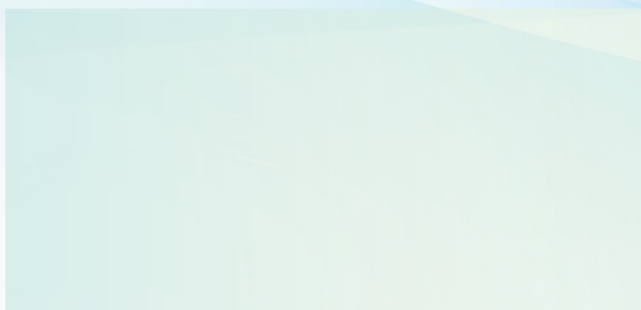


第1次うるま市教育振興基本計画

令和6年度～令和10年度



令和6年4月
うるま市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画の背景及び趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 本市の教育を取り巻く現状

- 1. 人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2. 在籍数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3. 通常学級・特別支援学級の学級数・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 4. 不登校児童生徒数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 5. 生活基本調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第3章 教育の目標と基本施策

- 1. 教育の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2. 教育の基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第4章 施策展開

- 1. 生きる力の基礎を育む幼児教育・保育の充実・・・・・・・・・・ 21
- 2. 生きる力を育む学校教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 3. 学校教育施設の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 4. 青少年健全育成の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 5. 生涯学習の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 6. 文化・芸術の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 7. 文化財の保存・活用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

第5章 計画の推進に向けて

- 1. 教育データの利活用と施策展開について・・・・・・・・・・・・ 43
- 2. 計画の推進にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

- 資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の背景及び趣旨

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、地方公共団体が策定する教育振興基本計画です。

現行の教育基本法は平成18年12月に改正され、その改正によって、地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されました。

今回の「うるま市教育振興基本計画」は教育基本法の改正以後、うるま市教育委員会として初めて策定したものとなります。

これまでの間うるま市は、平成27年4月から始まった新しい教育委員会制度を受け平成27年10月に策定し平成29年、令和4年に改定した「うるま市教育大綱」の基で教育行政を進め、平成17年の合併から毎年発行しております「うるま市の教育」で個別具体的な取り組みを示してきました。

教育基本法(昭和22年法律第25号)(抜粋)

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。



令和5年度 うるま市の教育

2. 計画の位置づけ

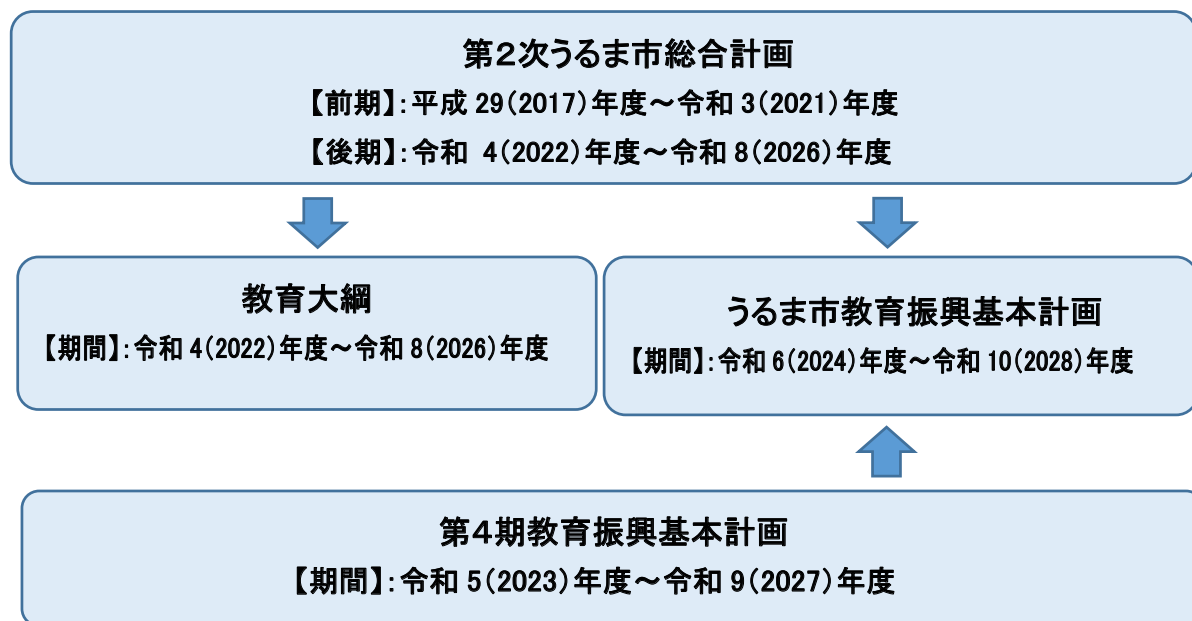
(1) 計画の位置づけ

本計画は、第2次うるま市総合計画（後期基本計画）を上位計画としつつ、国が策定した教育振興計画を参酌し、うるま市の教育の振興に関する基本的な方向性や施策を体系的に示したものです。

(2) 教育大綱との関係

大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、地方公共団体の長が、教育基本法第17条第1項に規定する国が示した基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項を参酌し、地域の実情に応じて策定するものです。

うるま市では、第2次うるま市総合計画（後期基本計画）の策定を踏まえ、令和4年6月に新たにうるま市教育大綱を策定しました。



地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)(抜粋)

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

3. 計画の期間

(1) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

(2) 他の計画との関連

関連する他の計画について、上位計画となる第2次うるま市総合計画後期基本計画の期間は令和4年度～令和8年度となっています。次に、国の第4期教育振興基本計画の期間は令和5年度～令和9年度となっております。

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
うるま市	第2次うるま市総合計画(後期基本計画)						
			うるま市教育振興基本計画				
国		第4期教育振興基本計画					

第2章 本市の教育を取り巻く現状

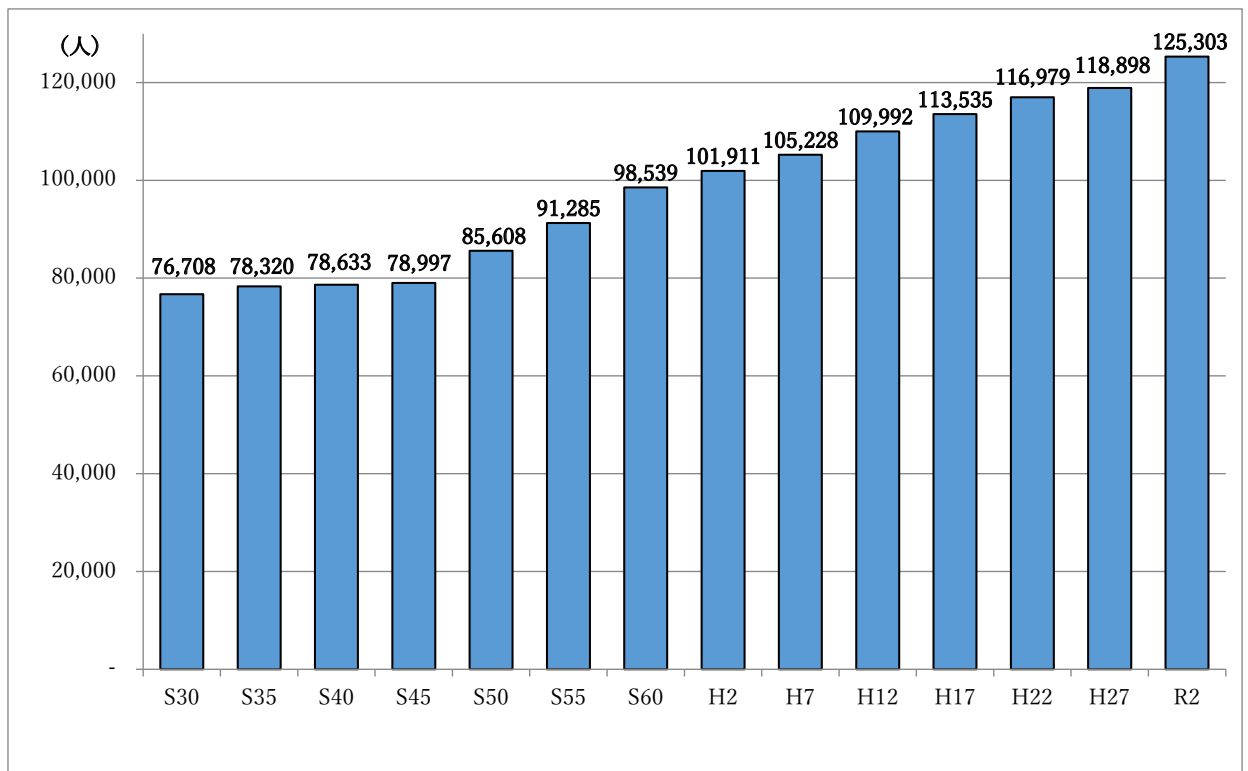
第2章 本市の教育を取り巻く現状

1. 人口

(1) 人口動向分析

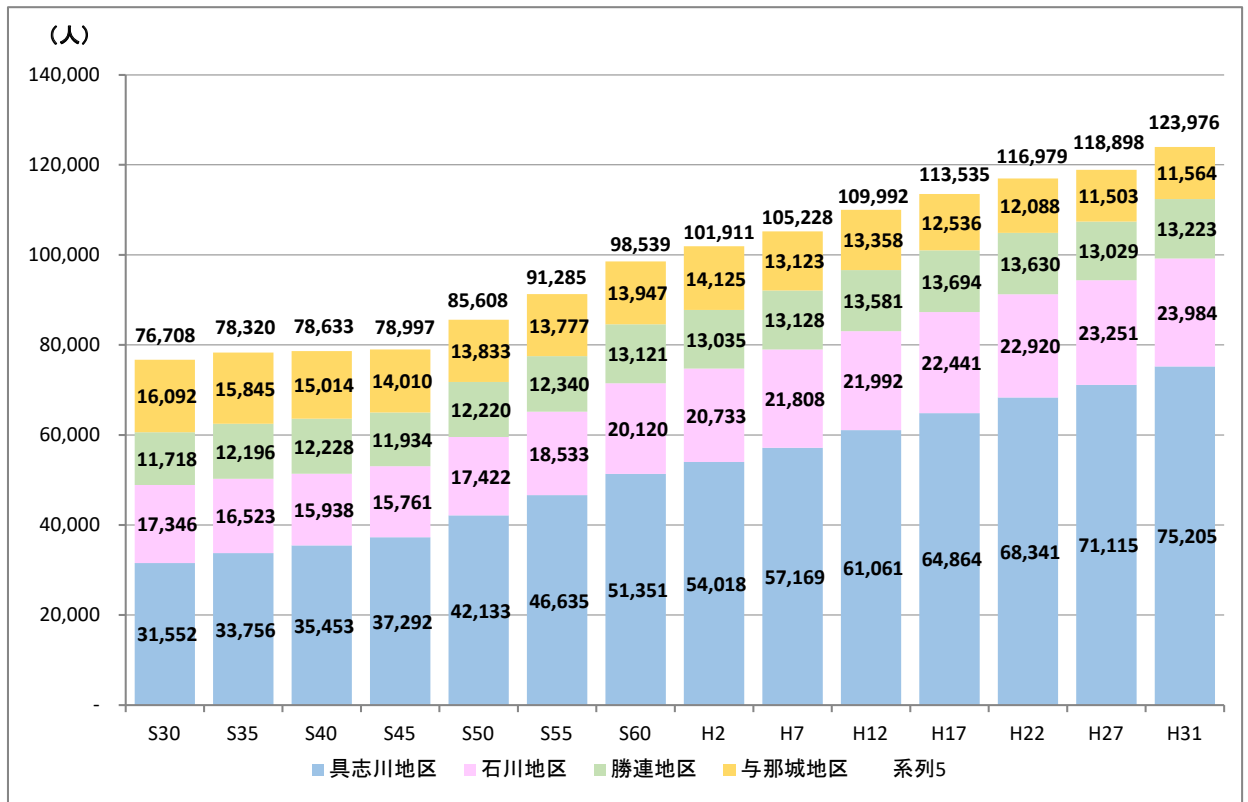
本市の人口推移を5年ごとに行われている国勢調査の結果から、①市全体と②地区別、③年齢区分別に分析します。

① 人口の推移



- 本市は、平成 17 年 4 月 1 日に旧具志川市、旧石川市、旧勝連町、旧与那城町の 4 市町が合併して新たに設置された市のため、平成 12 年以前のデータについては合算して表示しています。
- 人口推移を見ると、昭和 30(1955)年から昭和 45(1970)年までの人口は微増傾向でしたが、昭和 45(1970)年から昭和 60(1985)年にかけては急増し、その後も増加を続けており、平成 27(2015)年までの約 60 年間で約 1.6 倍にあたる約4万2千人増加しています。
- 昭和 45(1970)年から昭和 60(1985)年にかけて人口が急増した大きな要因としては、昭和 47 年の本土復帰後の県外企業の沖縄進出等や県外からの移住の増加、その後の経済的発展による増加が考えられます。
- 昭和 60(1985)年以降の人口は、伸び率は緩やかになったものの、本市ではその後も増加傾向にあり、平成 27 年 4 月末現在では約 11 万 9 千人となり、合併後も約 5,000 人増加しています。

② 4 地区別人口の推移

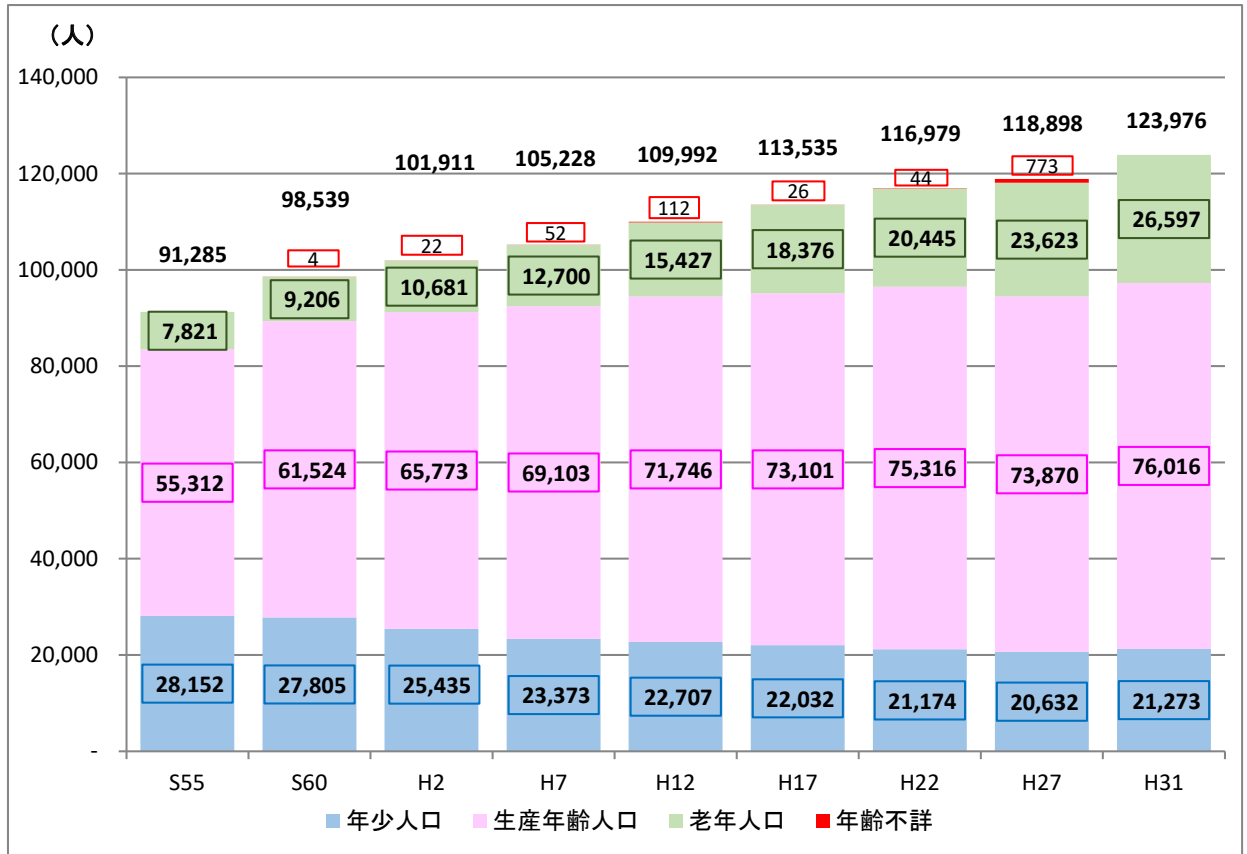


- ・ 人口の推移を地区別に見ると、具志川地区は増加傾向にあり、昭和 30(1955)年の約3万2千人が、平成 27(2015)年には約7万1千人となり、2倍以上の増加となっています。
- ・ 具志川地区における人口の大幅な増加要因としては、他の地区からの転入に加え、米軍基地(天願通信所:現みどり町)の返還に伴う跡地利用による発展や、大型商業施設などの進出に伴う経済発展などが考えられます。
- ・ 石川地区の人口は、昭和 45(1970)年までは若干減少傾向にありましたが、それ以降は増加傾向に転じており、現在も微増傾向にあります。平成 27(2015)年の人口は約2万3千人で、昭和 45(1970)年の約1万 6 千人に比べ約 7,000 人増加しています。石川地区の人口増加の要因としては、下水道をはじめとする公共施設などの生活インフラが比較的充実していること、ある程度生活圏がまとまっており、暮らしやすい環境が整えられていることなどが挙げられます。
- ・ 勝連地区の人口は、昭和 30(1955)年は約1万2千人でしたが、平成 27(2015)年には約1万3千人となり、1,000 人以上増加しています。その要因としては、企業などの誘致が進められている中城湾新港地区に近い南風原地域を中心とした人口の伸びによるものなどが考えられます。しかし、平成 17(2005)年をピークに減少傾向に転じています。
- ・ 与那城地区の人口は、減少傾向にあり、昭和 30(1955)年には約1万6千人でしたが、平成 27(2015)年には約1万2千人となり、約 4,000 人減少しています。その要

因としては、平安座島、宮城島、伊計島といった島しょ地域から市内市街地などへの人口流出が考えられます。

③ 年齢3区分別人口

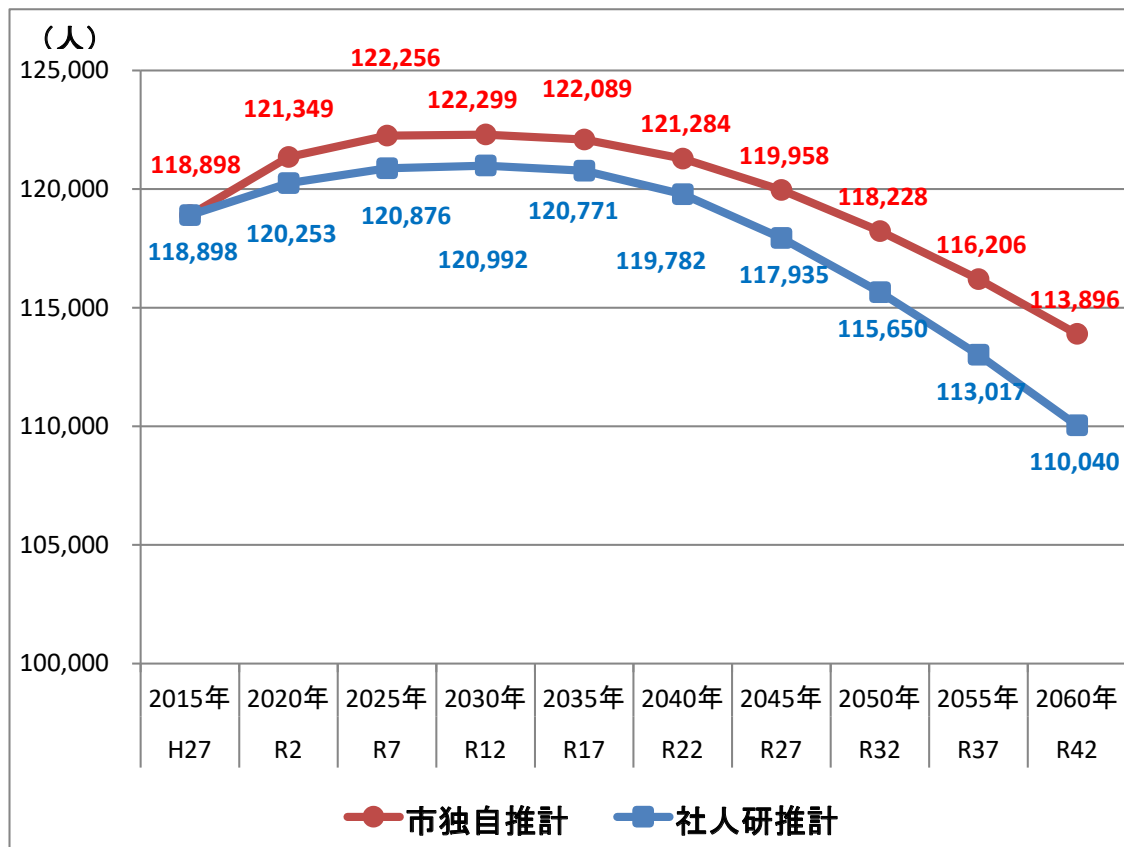
本市の人口推移を0歳～14歳までの年少人口、15歳～64歳までの生産年齢人口、65歳以上の老年人口の年齢3区分別に分けた視点から分析します。



- ・ 生産年齢人口について見ると、市全体の人口増加に伴い、昭和 55(1980)年から平成 27(2015)年までの 35 年間で約 1 万 8 千人増加しており、現在、市の総人口の約6割強を占めています。ただし、昭和 55(1980)年から平成 22(2010)年まで増加傾向であったものの、平成 22(2010)年から平成 27(2015)年は減少しています。
- ・ 年少人口は、昭和 55(1980)年以降減少傾向にあり、平成 27(2015)年までの 35 年間に約 8,000 人減少しており、本市でも明らかに少子化傾向が顕著となっています。
- ・ 逆に、老年人口は増加傾向にあり、昭和 55(1980)年の約8千人が、平成 27(2015)年には約 2 万 4 千人へと、約 3 倍の大幅な増加となっており、本市でも高齢化が急激に進行していることがうかがえます。なお、平成 27(2015)年には老年人口が年少人口を上回るといった、いわゆる逆転現象を起こしています。

(2)人口推計

① 市独自の推計*による結果

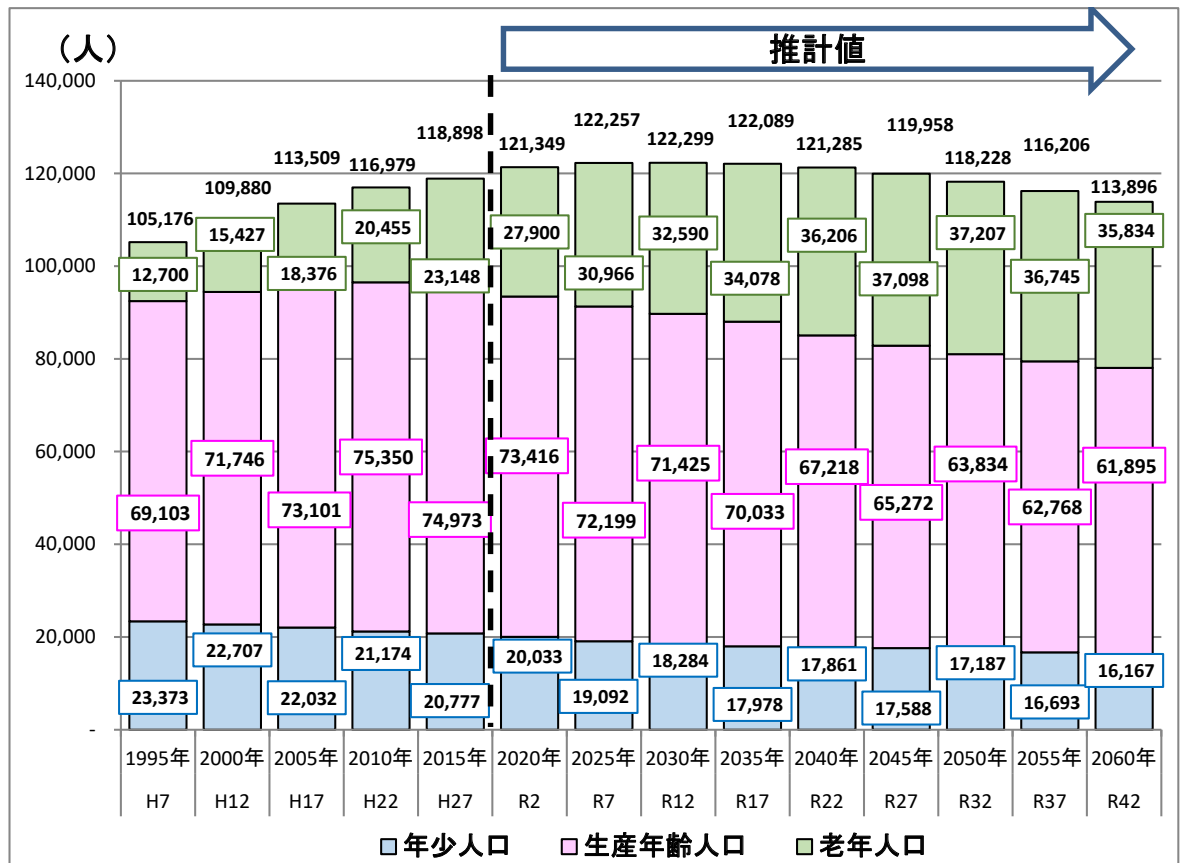


- ・ 市独自の推計*によると、令和 12(2030)年をピークに人口は減少し始め、令和 42(2060)年には 113,896 人となる見込みです。
- ・ 市独自の推計では、社人研*の推計値よりも令和 42(2060)年で 4,000 程度多い結果となっています。市独自の推計では社人研の推計よりも、若い女性をはじめとした人口流出がそれ程進まないと仮定しているためです。
- ・ 市独自の推計と社人研との推計には人口の減り方に差はあるものの、令和 12(2030)年から令和 17(2035)年頃をピークにして、人口減少段階に入ることが予測されます。

* 「社人研」とは「国立社会保障・人口問題研究所」の略。

* 市独自の推計については、平成 27 年国勢調査人口を基準に、生存率、純移動率、女性（15 歳～49 歳）の 5 歳階級別出生率、0 歳～4 歳性比に仮定値を設定し、コーホート要因法により推計した。生存率や 0 歳～4 歳性比については社人研の値を利用し、純移動率については 2010（平成 22）年と 2015（平成 27）年の住民基本台帳のデータより、中学校区ごとの純移動率を算出し、2035 年まで純移動率が収束すると仮定して算出した。出生率については、社人研の値を基に過去の実績を考慮して補正した値を利用した。純移動率を中学校区ごとに算出したため、中学校区ごとに推計を行い、合算して市全体の人口を推計した。

② 年齢3区分別の人口推移



(注1) 年齢不詳者の取扱いは、厚労省「国勢調査の実績人口データに基づく推計」のデータの補正方法に基づき、年齢不詳者を按分処理しているため、人口の現状分析における実績値と合致しない。

(注2) 年齢3区分別の人口とは、15歳未満を「年少人口」、15歳から64歳までを「生産年齢人口」、65歳以上を「老年人口」と区分した人口である。

- ・ 生産年齢人口については、平成22(2010)年の75,350人をピークに以降は減少傾向となっています。平成27(2015)年現在、市の総人口の63%を占めていますが、令和42(2060)年には54%と総人口に占める割合が少なくなっています。
- ・ 年少人口については、今後増加することではなく、減少の一途を示しており、平成27(2015)年の20,777人から令和42(2060)年には16,167人と、平成27(2015)年に比べて4,600程度減少する見込みとなっています。
- ・ 一方、老年人口は増加傾向を示し、平成27(2015)年現在、市の総人口に占める割合は20%弱ですが、令和42(2060)年には32%と、総人口の3分の1が老年人口となることが推測されます。年少人口と比べると、令和42(2060)年には年少人口の約2.2倍となることから、典型的な少子高齢化社会であると言えます。

2. 在籍数

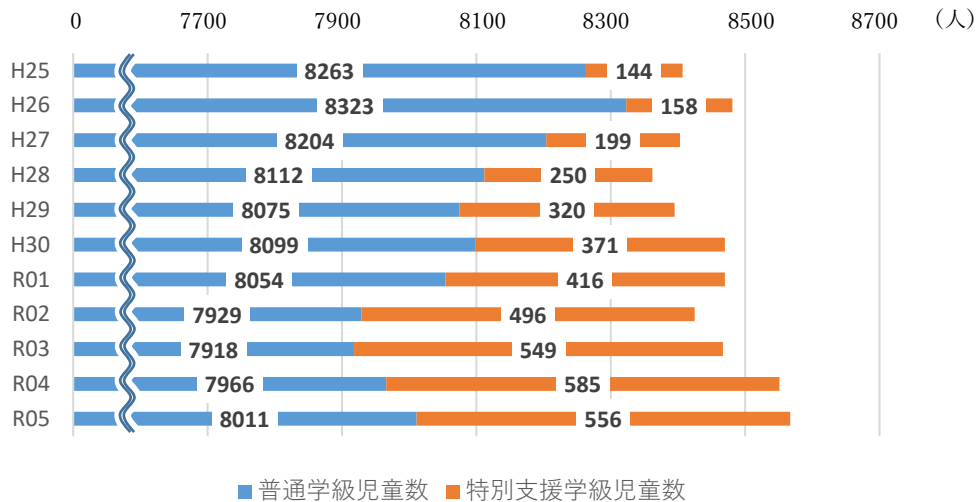
(1) 在籍数の経年変化

小・中学校の在籍数について、平成 25 年から令和 5 年までのそれぞれの在籍数は、次に掲げるとおりとなっています。

① 小学校の部

小学校の在籍数は、平成 26 年の 8,481 人をピークに減少していますが、平成 29 年には増加に転じ、令和 3 年には平成 26 年と同水準の 8,467 人まで回復し、令和 5 年には、8,567 人となっています。

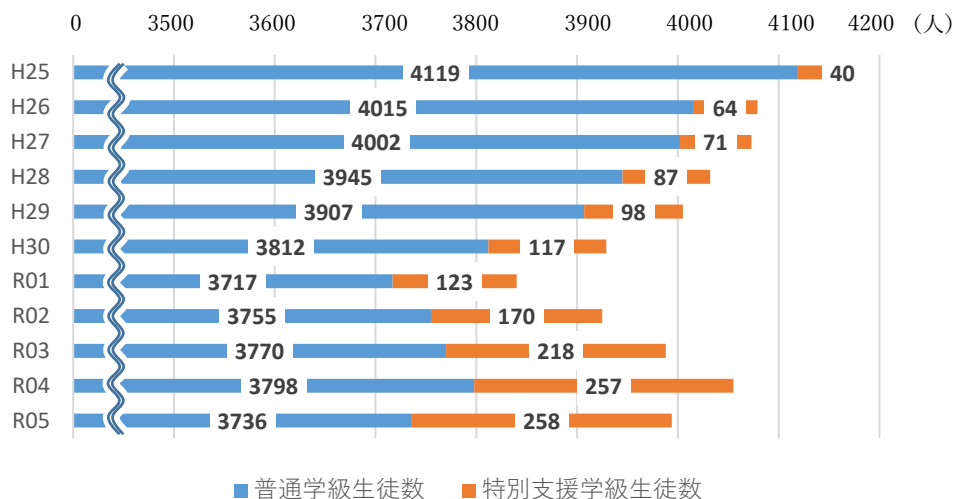
学籍の経年変化（小学校）



② 中学校の部

中学校の在籍数は、平成 25 年の 4,159 人をピークに令和元年まで減少が続いています。令和 2 年には増加に転じ令和 5 年には 3,994 人となっています。

学籍の経年変化（中学校）



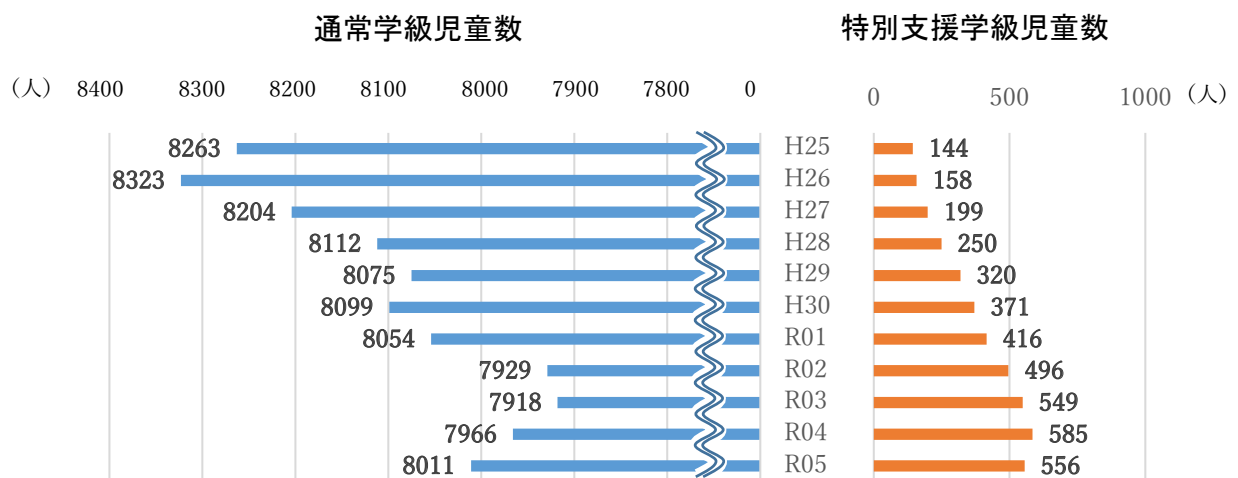
(2) 通常学級・特別支援学級の在籍数の経年変化

平成 25 年から令和 5 年までの市立小・中学校の在籍数において、通常学級、特別支援学級の在籍数は、次に掲げるとおりとなっています。

① 小学校の部

通常学級の在籍数は、平成 26 年の 8,323 人をピークに減少を続け、令和 3 年には 7,918 人となりました。令和 4 年に 7,966 人と増加に転じ、令和 5 年には 8,011 人となりピーク時の平成 26 年に比較すると 0.96 倍となっています。

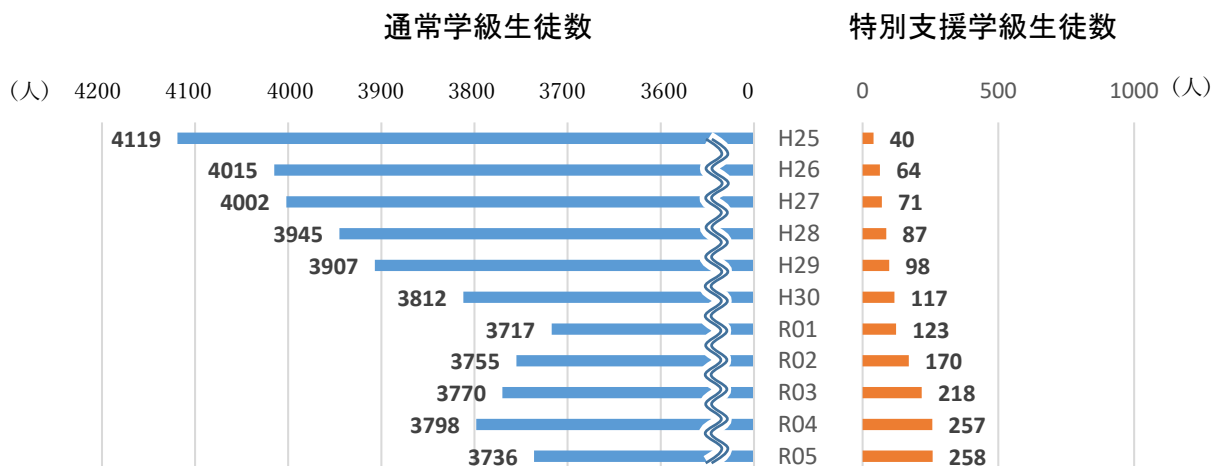
特別支援学級の在籍数は、平成 25 年から令和 4 年まで増加を続け、令和 5 年には前年を下回り 556 人となり、平成 25 年と比較すると 3.86 倍となっています。



② 中学校の部

通常学級の在籍数は、平成 25 年の 4,119 人をピークに令和元年まで減少を続け、令和元年には 3,717 人となっております。令和 2 年から増加に転じ令和 4 年まで増加しましたが、令和 5 年には前年を下回り 3,736 人となり、令和 25 年に比較すると 0.91 倍となっております。

特別支援学級の在籍数は、平成 25 年以降増加を続け、令和 5 年には 258 人となり、平成 25 年に比較すると 6.45 倍となっています。



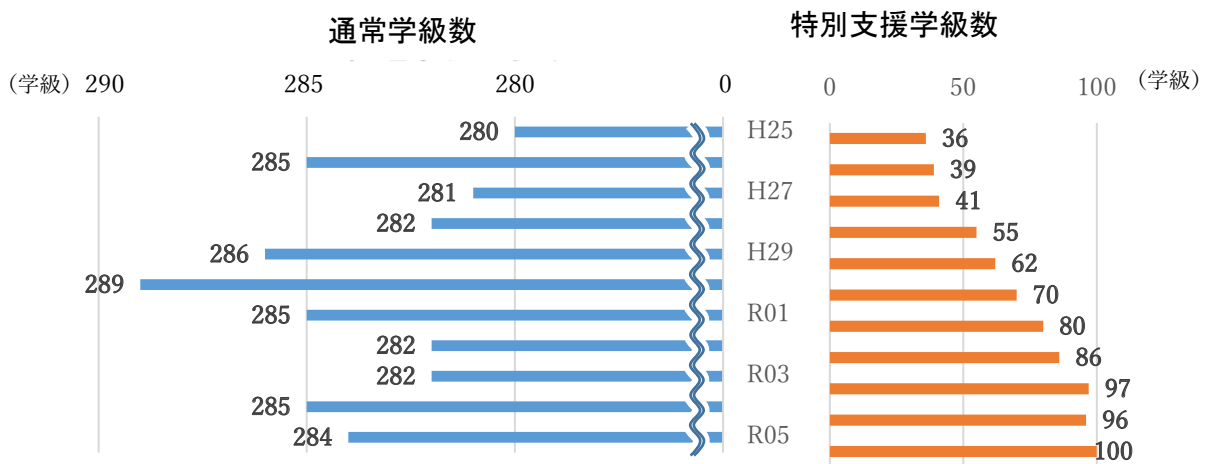
3. 通常学級・特別支援学級の学級数

(1) 通常学級・特別支援学級の学級数の経年変化

小・中学校の通常学級及び特別支援学級について、平成 25 年から令和 5 年までのそれぞれの学級数は、次に掲げるとおりとなっています。

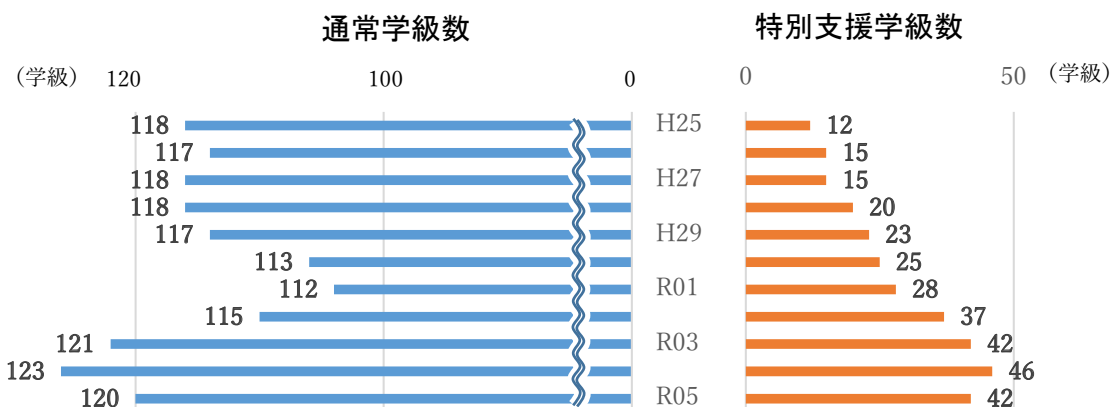
① 小学校の部

小学校の通常学級数は、平成 25 年で 280、毎年大きな増減はなく令和 5 年は 284 となっています。一方で特別支援学級数は平成 25 年には 36 でしたが、その後は前年の学級数を上回る状況が続き、令和 5 年には 100 となっており平成 25 年と比較すると 2.78 倍となっています。



② 中学校の部

中学校の通常学級数は、平成 25 年で 118、毎年大きな増減はなく令和 5 年は 120 となっています。一方で特別支援学級数は平成 25 年には 12 でしたが、令和 4 年まで前年を上回る状況が続き、令和 5 年には 42 となっており平成 25 年と比較すると 3.5 倍となっています。



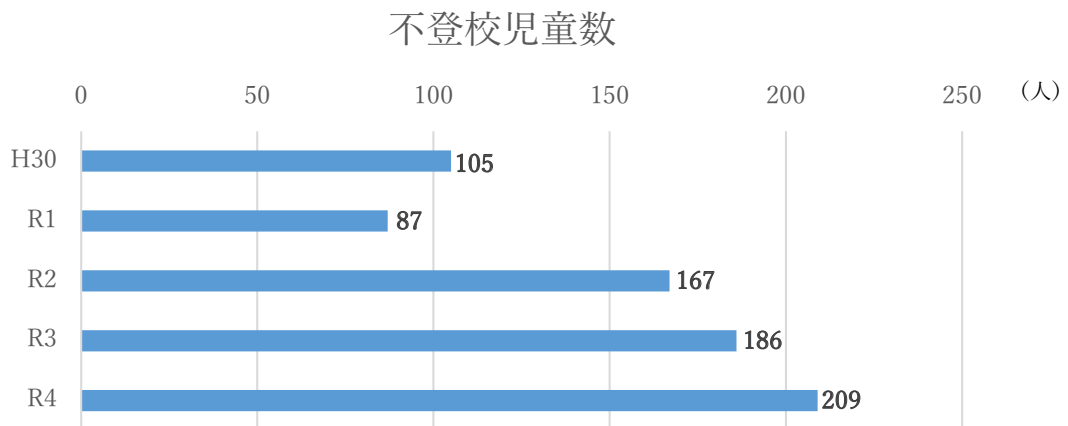
4. 不登校児童生徒数

(1) 不登校児童生徒数*の経年変化

小・中学校の不登校児童生徒数について、平成30年から令和4年までの5年間の、それぞれの人数は、次に掲げるとおりとなっています。

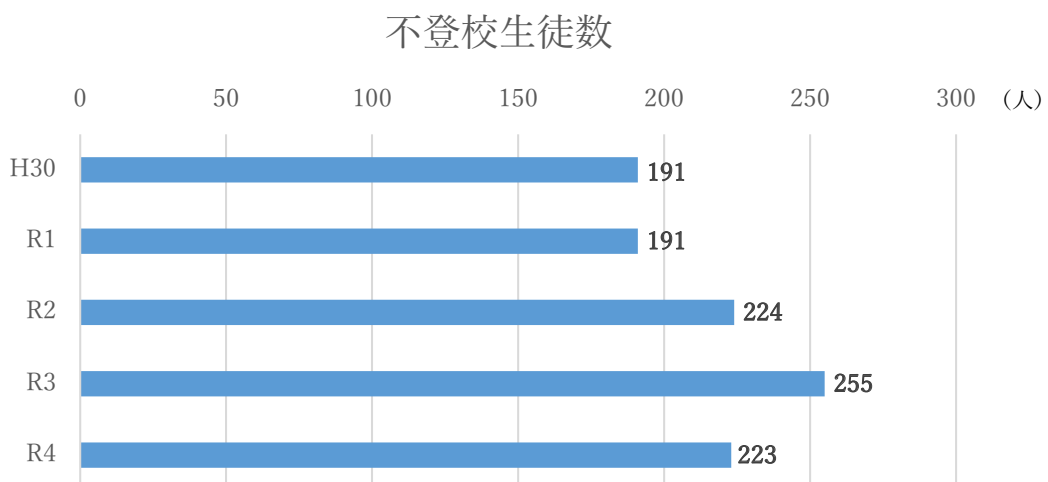
① 小学校の部

小学校の不登校児童数は、平成30年の105人から令和1年は87人と減少したものの、新型コロナウイルス感染症の拡大等もあり令和2年から増加し令和4年には209人となっています。



② 中学校の部

中学校の不登校生徒数は、平成30年の191人から増加し、令和3年には255人となりましたが、令和4年度には減少し223人となっています。



* 何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

5.生活基本調査

市教育員会では、毎年7月と12月の年2回、基本的生活習慣調査を実施しています。基本的生活習慣調査は、小学校1年生から中学校3年生までの全児童生徒を対象とし、小学校1年生及び2年生は保護者が回答、小学校3年生から中学校3年生までは、児童生徒自身が回答しています。

■ 令和3年度生活基本習慣調査 サンプル数

令和3年度に実施した基本的生活習慣調査から抜粋した主な項目を、次のとおり記述します。

(人)

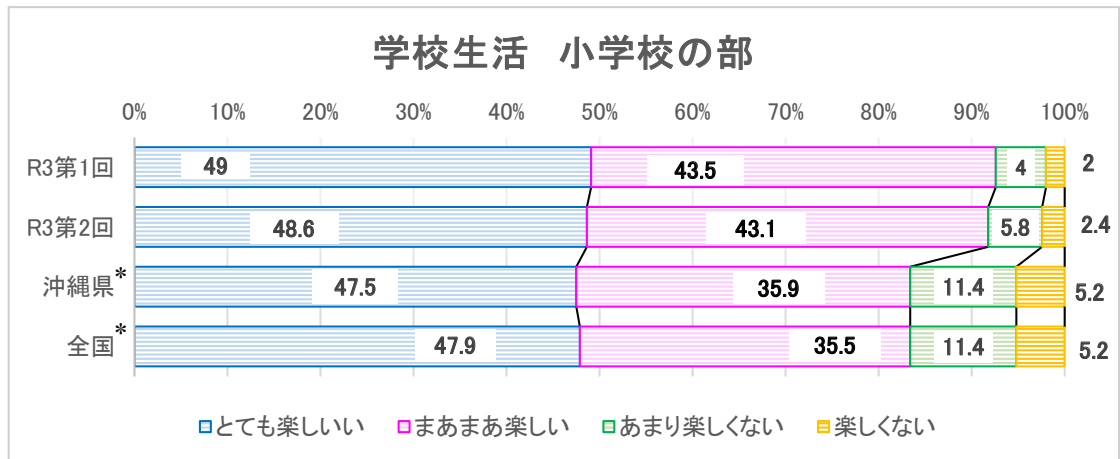
	小学校							中学校				合計
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	
R3第1回	620	593	1,431	1,537	1,483	1,282	6,946	1,215	1,261	1,079	3,555	10,501
R3第2回	605	484	1,327	1,321	1,242	1,207	6,186	1,247	1,350	1,392	3,989	10,175

(1) 学校生活

質問項目「あなたは、学校生活が楽しいですか」に対し、児童生徒の回答状況は次のとおりとなっています。

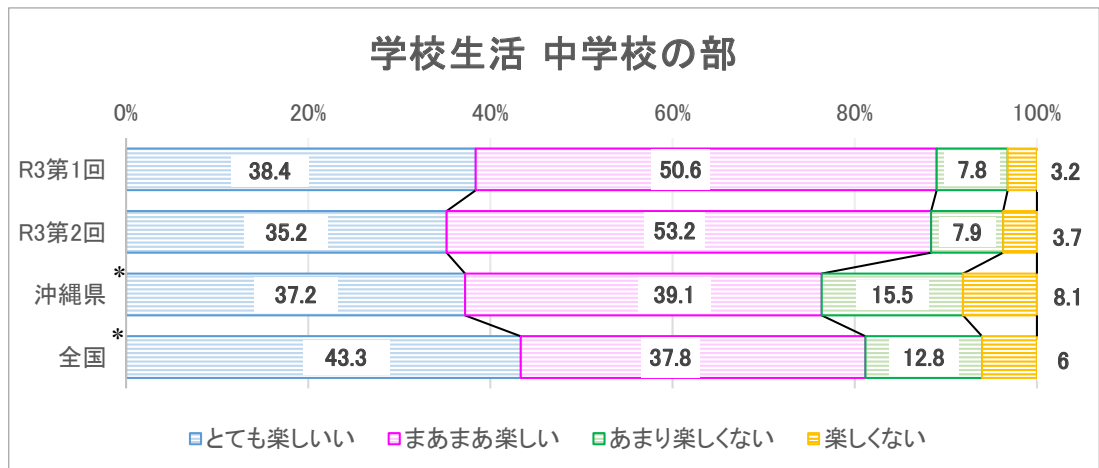
① 小学校の部

質問に対して「とても楽しい」及び「まあまあ楽しい」と肯定的に答えた割合は、R3第1回が合計で92.6%、R3第2回が合計で91.7%となっており、いずれも沖縄県の83.4%、全国の83.4%を上回っています。



② 中学校の部

質問に対して「とても楽しい」及び「まあまあ楽しい」と肯定的に答えた割合は、R3第1回が合計で89.0%、第2回が合計で88.4%となっており、いずれも沖縄県の76.3%、全国の81.1%を上回っています。



* 表中の「沖縄県」、「全国」とあるのは、「全国学力・学習状況調査」の結果を指しています。

* 「全国学力・学習状況調査」は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る等を目的に実施されています。

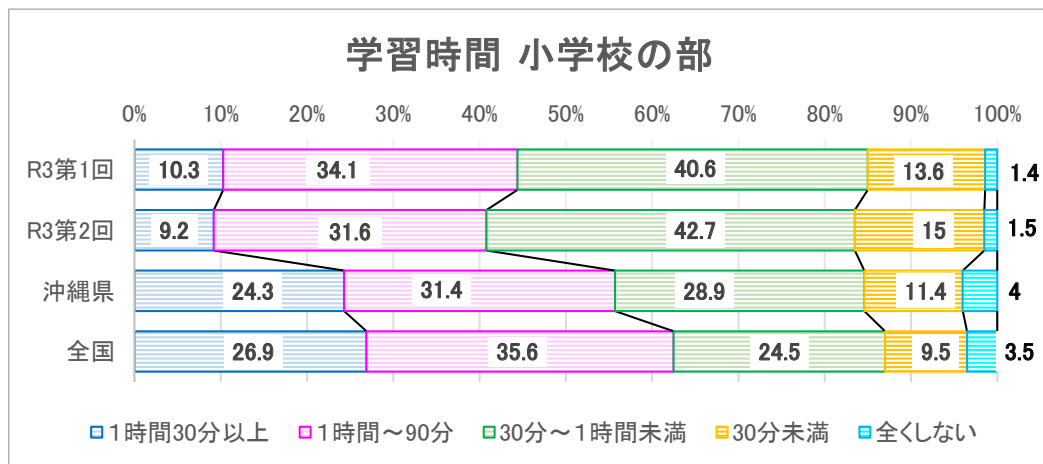
(2)学習時間

質問項目「あなたは、ふだん(月曜日から金曜日)、家や塾で、1日あたりどれくらいの時間、勉強しますか」に対し、児童生徒の回答状況は次のとおりとなっています。

① 小学校の部

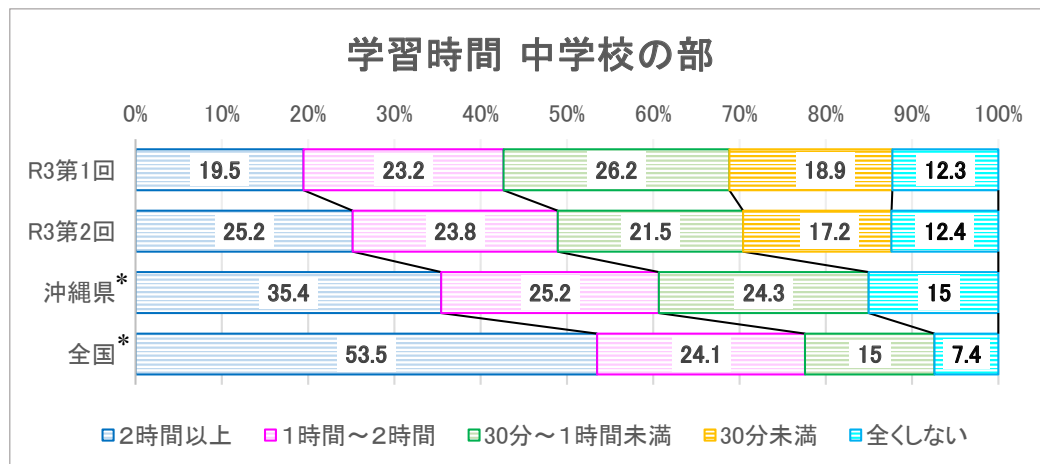
質問に対して30分以上と答えた割合の合計は、R3第1回及びR3第2回とも、沖縄県と全国の割合と比較して大きな差は見られません。

一方で、「1時間30分以上」及び「1時間～90分」と答えた割合の合計は、R3第1回が44.4%、R3第2回が40.8%となっており、いずれも沖縄県の55.7%、全国の62.5%を下回っています。



② 中学校の部

質問に対して30分以上と答えた割合の合計は、R3第1回及びR3第2回とも、沖縄県と比較して大きな差は見られませんが、全国を下回っています*。また、「2時間以上」及び「1時間～2時間」と答えた割合の合計は、R3第1回が42.7%、R3第2回が49.0%となっており、いずれも沖縄県の60.6%、全国の77.6%を下回っています。



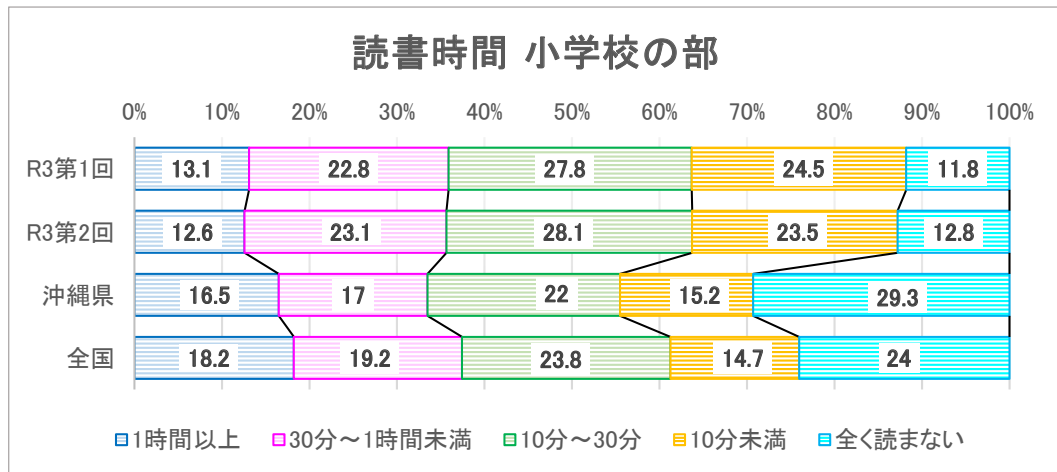
* 沖縄県及び全国の調査では、回答の選択肢に「30分未満」がないため、グラフの表示では「30分未満」はそれぞれの「30分～1時間未満」に含まれています。

(3) 読書

質問項目「あなたは、ふだん(月曜日から金曜日)家や図書館で1日どれくらいの時間、本(えほんもいれる)を読みますか(中学校は「1日どれくらいの時間、読書をしますか」)に対し、児童生徒の回答状況は次のとおりとなっています。

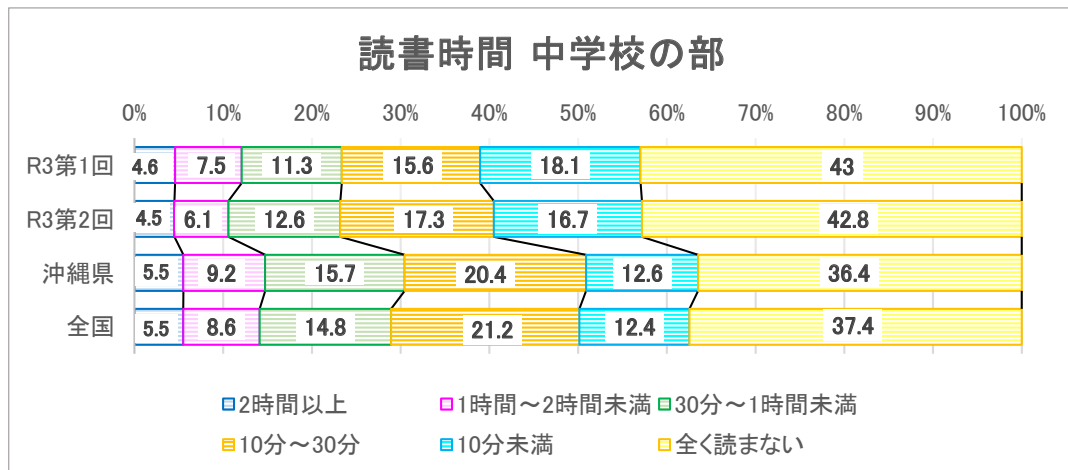
① 小学校の部

質問に対して30分以上と答えた割合の合計は、R3第1回が35.9%、R3第2回が35.7%となっており、沖縄県の33.5%を上回る一方、全国の37.4%を下回っています。



② 中学校の部

質問に対して30分以上と答えた割合の合計は、R3第1回が23.4%、R3第2回が23.2%となっており、いずれも沖縄県の30.4%、全国の28.9%を下回っています。



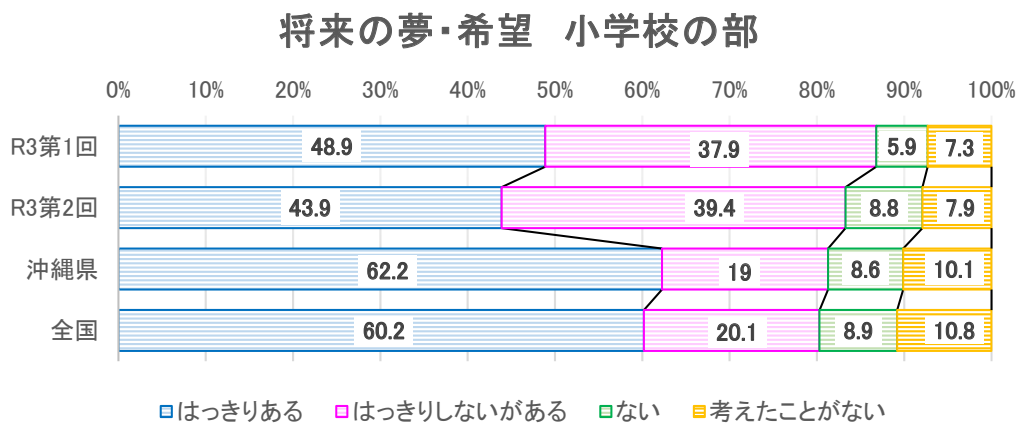
(4) 将来の夢・希望

質問項目「あなたは、将来の夢や目標がありますか」に対し、児童生徒の回答状況は次のとおりとなっています。

① 小学校の部

質問に対して「はっきりある」及び「はっきりしないがある」と肯定的に答えた割合は、R3 第1回が合計で86.8%、R3 第2回が合計で83.3%となっており、いずれも沖縄県の81.2%、全国の80.3%を上回っています。

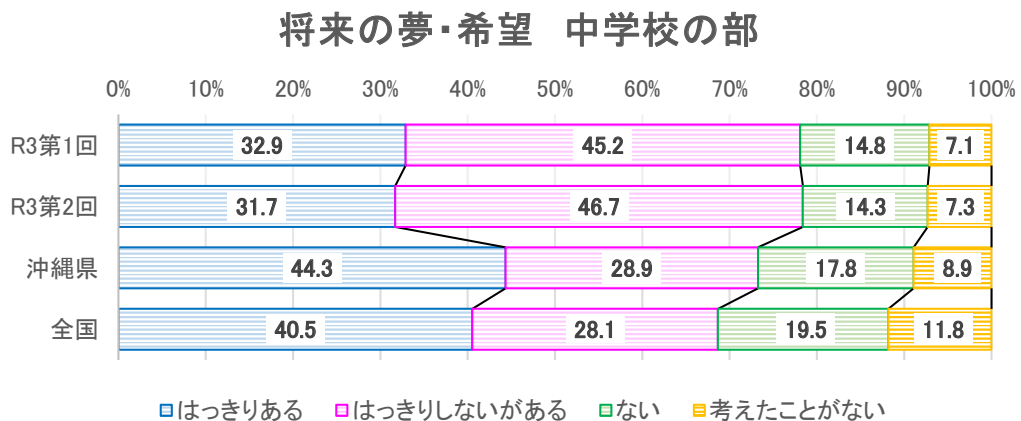
一方、「はっきりある」と答えた割合は、R3 第1回が48.9%、R3 第2回が43.9%となっており、いずれも沖縄県及び全国を下回っています。



② 中学校の部

質問に対して「はっきりある」及び「はっきりしないがある」と肯定的に答えた割合は、R3 第1回が合計で78.1%、R3 第2回が合計で78.4%となっており、いずれも沖縄県の73.2%、全国の68.6%を上回っています。

一方、「はっきりある」と答えた割合は、R3 第1回が32.9%、R3 第2回が31.7%となっており、いずれも沖縄県及び全国を下回っています。



第3章 教育の目標と基本施策

第3章 教育の目標と基本施策

1. 教育の目標

『 郷土に誇りをもち、未来を拓く人づくり 』

めざすこども像

「生きる力」を身に付け高い志をもった「うるまっ子」

2. 教育の基本施策

本計画では、うるま市の教育目標の下、以下に掲げる基本施策を展開する事によって児童生徒、並びに市民が

・ 自分が好き ・ 学びが好き ・ 地域が好き

とすることができる教育環境の構築を目指します。

基本施策 1 生きる力の基礎を育む幼児教育・保育の充実

方針1 幼児教育施設・小学校の連携を促進します

方針2 経済的支援を実施します

基本施策 2 生きる力を育む学校教育の充実

- 方針1 学力向上を図ります
- 方針2 きめ細やかな指導・支援・相談体制の充実を図ります
- 方針3 児童生徒の心と体づくりに取り組みます
- 方針4 教育環境を整備・充実させます
- 方針5 地域と共にある信頼される学校づくりを推進します
- 方針6 組織的・機動的な学校づくりを推進します

基本施策 3 学校教育施設の充実

- 方針1 学校教育施設を整備・充実させます

基本施策 4 青少年健全育成の推進

- 方針1 青少年健全育成支援体制を整備します
- 方針2 青少年の健全育成・自立を支援します

基本施策 5 生涯学習の充実

- 方針1 生涯学習の環境を整えます
- 方針2 図書館の活用を推進します
- 方針3 学んだ成果を地域社会に活かします

基本施策 6 文化・芸術の振興

- 方針1 市民文化活動を推進し文化芸術に親しむ機会を提供します
- 方針2 文化施設・設備を有効利用します

基本施策 7 文化財の保存・活用の推進

- 方針1 文化財を保護します
- 方針2 文化財を活用していきます

第4章 施 策 展 開

第4章 施策展開

1. 生きる力の基礎を育む幼児教育・保育の充実

こども達に健康・安全で文化的な生活、豊かな遊びを保障する環境を整え、健全な人格形成の基礎を培う幼児教育・保育を実現し、心身の調和のとれた発達を目指します。

また、幼児を家庭の保護者に代わって保育し、安心して就労や子育てを行うことができる環境を整えます。

方針 1 幼児教育・保育を充実させます

（幼児教育・保育の充実）

- ・ 幼児期にふさわしい生活の中で、こども一人一人の発達の特性に応じて適切に関わり、自発的な遊びや生活を通して多様な経験を積み重ねるとともに、心動かされる体験が得られる環境を整える等、遊びを通した総合的な指導の中で様々な能力や態度を一体的に育みます。
- ・ 国の実施する3歳から5歳までのこどもについての幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料の無償化により、誰でも安心して教育・保育が受けられる環境を整えます。（※認可外保育施設指導監督基準を満たしていない認可外保育施設は令和6年10月1日より無償化の対象とはなりません。）

方針 2 幼児教育施設・小学校の連携を促進します

（幼児教育施設と小学校の連携）

- ・ 幼児教育施設や小学校が幼児期の遊びを通した学びの教育的意義や効果について共通認識を図り、持続的・発展的な架け橋期のカリキュラムを作成し、それぞれの教育を充実させます。

2. 生きる力を育む学校教育の充実

豊かな心とたくましい体、望ましい生活習慣や食習慣等を育み、予測困難な社会の変化に柔軟に対応できる幅広い知識と思考力を身に付け、すべての人の個性を認め合い、協働して新たな価値を見出していこうとする姿勢を身に付けた国際性に富むこどもを育成します。

方針1 学力向上を図ります

（新しい時代に求められる資質能力を育む授業改善の実施）

- ・ 学校における学習指導要領を踏まえた「カリキュラム・マネジメント」の確立と「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、効果的なものは横展開を図ります。
- ・ 言語能力や情報活用能力（情報モラル含む）、問題発見・解決能力等、学習の基盤となる資質・能力の育成に取り組みます。

（ICT 機器等の効果的な活用）

- ・ 「主体的・対話的で深い学び」の視点から、ICT 機器（1人1台端末や電子黒板等）の活用を通して学習意欲の向上を図り、学習活動の充実に取り組みます。また、1人1台端末を活用した学習指導・生徒指導、教科書・教材、環境整備のあり方を検討し、その結果を踏まえた取り組みを進め、効果的な事例は横展開を図ります。
- ・ ICT 支援員の充実、遠隔・オンライン教育を有効に活用した取り組み、デジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用促進等の、GIGA スクール構想を推進します。

（外国語教育の充実）

- ・ 外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成するため、教材・指導資料の配布やデジタルを活用したパフォーマンステストの実施など ICT の一層の活用を促進します。
- ・ 英語教育実施状況調査等の結果を活用し、PDCA サイクルを着実に機能させる事により、生徒の英語力や教師の指導力向上を図ります。
- ・ 外国語教育の充実、海外留学の経済的負担軽減の取り組み等により、国際社会の中で活躍できる人材を育成します。

（キャリア教育の充実）

- ・ キャリアパスポートを活用し、学ぶことや働くことを実感させるキャリア教育を充実させます。

(探求・STEAM^{*1}教育の充実)

- ・ 児童生徒が主体的に課題を自ら発見し、多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習や STEAM^{*1} 教育等の教科等横断的な学習の充実に努めます。

方針2 きめ細やかな指導・支援・相談体制の充実に図ります**(不登校児童生徒への支援の推進)**

- ・ 学校・家庭や関係機関と緊密に連携しながら、不登校児の通所支援や適応指導教室(さわやか学級)等の居場所を設置し、児童生徒一人一人の状況に即した学習支援を通して、学校復帰や将来の社会的自立を支援するとともに、中学校卒業後の進路の保障に努めます。また、こども未来部等関係機関との連携等、組織横断的な仕組みの構築と推進を図ります。
- ・ 不登校児童生徒本人等の声も踏まえつつ、近年の長期欠席者数や不登校児童生徒数の増加に係る要因分析を行い、今後の調査設計の改善も含め、要因分析の結果を踏まえた取り組みを推進します。
- ・ 令和5年3月に策定された「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLO プラン)」等に基づき、①多様な学びの場の確保、② 1人1台端末等を活用した早期発見・早期支援の実施、③学校風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にするなど、不登校対策を推進します。具体的には、校内自立支援教室等の設置促進やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士の配置促進、オンラインの活用も含め、こうした専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT 等を活用した学習支援等を推進します。
- ・ 教育上の悩みを持つ子どもや保護者及び教師の相談に対応できるよう体制を整えます。また学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒を確実に支援につなげられるように、関係機関と連携しアウトリーチを強化します。

(学校外・多職種との連携・協働による児童生徒の多様なニーズへの対応)

- ・ 困難を抱える児童生徒に対する支援ニーズを早期に把握するため、1人1台端末等を活用した児童生徒の健康状態や気持ちの変化の早期発見、スクールカウンセラー、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、教員業務支援員等の「チーム学校」による早期支援を推進します。

^{*1}STEAM：科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、芸術・リベラルアーツ(Arts)、数学(Mathematics)の5つの領域を対象とした理数教育に創造性教育を加えた教育概念のこと。

- ・ フリースクールなどの民間施設や NPO 等と積極的に連携し、相互に協力・補完するような取り組みを通じて、課題を抱えている児童生徒が誰一人取り残されないよう多様な支援を実施します。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士の配置促進やオンラインでの取り組みの促進を図るとともに、支援を要する児童生徒の早期発見・支援のための ICT の活用やスクリーニングの実施及びスクリーニングにより課題を把握した児童生徒に対するプッシュ型支援等に資する体制整備を推進します。また、SNS 等を活用した相談体制の整備を推進します。

(いじめ等への対応、人権教育の推進、警察・司法との連携)

- ・ 「いじめ防止基本方針」に基づく、いじめの未然防止、早期発見、早期解決の取り組みを推進し、「ネットいじめ」対策に取り組みます。
- ・ 問題行動等を起こす児童生徒に対しては、問題行動等の背景を十分にアセスメントした上で、健全な人格の発達に配慮しつつ、必要な指導・支援を行います。
- ・ 体罰や暴言等の不適切な指導等が児童生徒の不登校や自殺のきっかけとなる場合もあることから、これらの根絶に向けて、教育委員会等の研修や相談体制の整備に取り組みます。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめなど、学校のみでは対応しきれない場合には直ちに警察に相談・通報を行います。
- ・ 学校及び教育委員会への過剰な要求等の諸課題について、初期対応の段階から予防的に弁護士等に関わってもらうことができるよう、教育行政に係る法務相談体制の構築を図ります。

(児童生徒の自殺対策)

- ・ 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に基づき、「SOS の出し方に関する教育」を受けられるようにする等、児童生徒の自殺予防に向けた取り組みを推進します。
- ・ 1人1台端末を活用し、自殺リスクの早期把握や適切な支援につなげ学校における児童生徒の自殺予防に向けた取り組みを推進します。

(教育と福祉の連携)

- ・ 特別な支援を要する児童生徒一人一人の教育ニーズに応じた教育環境の充実を図るとともに、教育と福祉が連携し、一体的で切れ目のない指導や支援を推進します。

(特別支援教育の推進)

- ・ 障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育の実現に向

けた取り組みを進めます。その際、個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用や合理的配慮を提供し、本人や保護者の意向を最大限尊重した、就学先の決定や通級、外部人材の活用により、障がいの状態に応じた支援を受けられるようにします。また、障がい者理解に関する学習や交流、共同学習のあり方等を周知します。さらに、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築し、最新の知見を踏まえながら全ての教職員が障がいや特別支援教育に係る理解を深める取り組みを推進します。

(外国人児童生徒の支援)

- ・ 外国人児童生徒には、日本語の習得等必要な支援を行います。

(ヤングケアラーの支援)

- ・ ヤングケアラーについて、早期発見し把握に努め、適切な福祉サービスへ繋がります。また、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に取り組めます。

(特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援)

- ・ 特異な才能のある児童生徒について、学習や生活上の困難に着目し、その解消を図るとともに個性や才能を伸ばす取り組みの推進を目指します。そのため、特異な才能のある児童生徒の理解のための周知・研修の促進、多様な学びの場の充実、特性等を把握する際のサポート、学校外の機関にアクセスできるようにするための情報集約・提供及び実証研究を通じた実践事例の蓄積等の総合的な取り組みの推進を目指します。

(教育費負担の軽減に向けた経済的支援)

- ・ 経済的な理由で学校の給食費など、就学に必要な経費の負担が困難な保護者に対する就学援助を継続します。

方針3 児童生徒の心と体づくりに取り組みます

(主観的なウェルビーイング^{*2}の向上)

- ・ 幸福感や自己肯定感、他者とのつながりなどの主観的なウェルビーイング^{*2}の状況を把握し、道徳教育や特別活動(清掃や学校給食を含む)、体験活動、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実、生徒指導など学校教育活動全体を通じてこども達のウェルビーイングの向上を図ります。

^{*2} ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあること

(平和教育や人権教育)

- ・ 基本的な生活習慣や生活態度を育てるとともに、平和教育や人権教育、道徳教育及び特別活動、福祉教育や思春期教室を充実することで、心豊かで思いやりのある児童生徒を育てます。

(自助意識・安全対応能力の向上)

- ・ 避難訓練(防災・不審者対応)、薬物乱用防止教室、交通安全教室、熱中症予防・救急救命講習、消費者教育教材を活用した消費者教育、インターネットやスマートフォンの安全かつ適正な利用に関する講座などの授業を通して、児童生徒の自助意識・安全対応能力の向上を図ります。
- ・ 情報化社会での行動や責任、危険回避など、情報を正しく安全に利用するための考え方や態度を身に付ける情報モラル教育を、コンテンツの活用や最新の情報提供などの取り組みにより充実させます。またインターネット利用に関する「親子のルールづくり」など家庭等で日々の生活習慣を見直す取り組み等について保護者に対する啓発活動を講じます。

(運動部活動、文化クラブ活動の地域移行)

- ・ こども達がスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、実情に応じながら、運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を進めます。また、こども達が一流の文化芸術に触れる機会や、地域において伝統文化等を体験する機会の確保、文化部活動の地域連携や地域文化クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を進めます。

(運動習慣や望ましい食習慣の定着)

- ・ 学校体育やスポーツに親しみ、健康や体力の保持増進の基礎づくりを進めるとともに、学校給食を通じた食育により望ましい食習慣の定着を図ります。また栄養教諭・栄養士による食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談・指導の充実を促します。
- ・ 幼児期からの運動遊び、学校体育やスポーツへの取り組みにより、日常から運動に親しむこどもを増加させ、生涯にわたり運動やスポーツを継続していく資質・能力の育成を図ります。

(保健教育の充実と児童生徒の安全安心への取り組み)

- ・ こども達の心身の健康を保持するため、薬物乱用防止、食・心の健康指導、学習指導要領に基づいた保健教育を充実させます。また、学校医等が行う健康相談等の取り組み等により学校保健、学校給食・食育の充実を図ります。さらに、医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校保健会、地域の医療・保健機関等と連携して取り組みます。
- ・ 児童生徒が安全に生活できるよう、感染症対策も含む注意喚起や、不審者情報・災害被害防止のための情報提供等により、児童生徒の安全・安心を確保します。

(児童生徒の派遣費補助)

- ・ 学校教育活動の一環として運動競技及び文化的活動に参加する児童生徒への派遣に関する支援の充実を図ります。

(主権者教育の推進)

- ・ 地域課題に関する学習、租税や財政の学習、法に関する学習などについて、関係機関と連携し、学習指導要領に基づく指導の充実、学校・家庭・地域の連携による取り組みの充実を促す事で、主体的に社会に参画する主権者教育を推進します。

(発達支持的生徒指導の推進)

- ・ 児童生徒が自発的・自主的に自らを発達させていくことを尊重し、学校・教職員がいかにそれを支えるかという発達支持的生徒指導を推進します。

(こどもの意見表明)

- ・ こども達に関わるルール等の制定や見直しの過程に、こども自身が主体的に関与する取り組みを促進し、先導的な取り組み事例について周知します。

(こどもの権利利益の擁護)

- ・ 児童の権利に関する条約及びこども基本法を踏まえ、こどもの権利等の理解促進や人権教育の推進、こどもが安心して学べる環境の整備に取り組むなど、こどもの権利利益の擁護を図り、その最善の利益を実現できるよう取り組みます。

(生命の安全教育の推進)

- ・ 性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、生命(いのち)を大切にし、こども達を性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないため、学校等における性を正しく理解する教育を含む「生命(いのち)の安全教育」を推進します。

(共生社会の推進)

- ・ 性別、人種、国籍、宗教等、さまざまな異なる属性を持った人々と共同して社会に参画する事の重要性、また各人それぞれの適性により主体的に進路を選択する重要性について、教職員が、固定的な性別役割分担意識、無意識の思い込みを持たず、児童生徒の発達段階に応じて指導する取り組みを推進します。

方針4 教育環境を整備・充実させます

(GIGA スクール構想の推進)

- ・ 学習者用端末や電子黒板等のICT機器を効果的に活用するため、必要な保守管理を行い、良好な状況を維持することに努めます。
- ・ ICT 環境の整備を行い、ICT を最大限に活用した学校間の連携等による遠隔合同学習等の取り組みを支援します。
- ・ ICT 教育を推進するための教職員への支援、外国語指導助手(ALT)の配置、研修の充実を図ります。
- ・ 情報モラルを含む情報活用能力育成のため、GIGA スクール構想によって整備された端末を利用して優れた事例を創出し、横展開を図ります。また、デジタルドリルや動画教材などのコンテンツを活用し、学校だけではなく自分自身でも学ぶことができる環境を構築します。

(学校の運営体制の充実)

- ・ こども達の「生きる力」を培うことのできる学校教育を将来にわたり保障する観点から、将来的な児童生徒数の推移等を考慮した学校規模の適正化や適正配置を進め、学校通学区の見直し及び弾力化については、地域住民の意見を考慮しながら取り組みを進めます。
- ・ 小学校 35 人学級の計画的整備や小学校高学年における教科担任制を推進します。
- ・ 教員業務支援員をはじめとする支援スタッフの配置、校務のデジタル化等の学校 DX の推進、共同学校事務室の活用、教育委員会や学校における取り組み事例集の展開など、様々な施策を総合的に進めます。

(学校における教材等の充実)

- ・ 市立小学校及び市立中学校における、教材整備計画等に基づく教材の整備を推進します。

(企業や大学、研究機関等との連携)

- ・ 探究・STEAM^{*3}教育・アントレプレナーシップ^{*4}教育(起業家教育)を支える企業や大学、研究機関等と学校・こどもをつなぐプラットフォームの構築に取り組みます。

^{*3} S T E A M : 科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、芸術・リベラルアーツ(Arts)、数学(Mathematics)の5つの領域を対象とした理数教育に創造性教育を加えた教育概念のこと。

^{*4} アントレプレナーシップ: 急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神(アントレプレナーシップ)を備えた人材の創出のための教育の総称。

(学校図書館の整備・市立図書館との連携、こどもの読書活動の推進)

- ・ こどもの読書習慣、調べる力、情報活用力等を育むため学校図書館の整備充実を図り、市立図書館と相互に連携し、読書センター・学習センター・情報センターとしての機能を高めます。また、こどもの読書活動の重要性などに関する普及啓発等を通じ、こどもの読書活動を推進します。

(優れた才能・個性を伸ばす教育の推進)

- ・ 意欲の高い児童生徒の、機会の充実を図るため公的機関や民間の行う、様々な取り組みにアクセスし易い環境の整備を図ります。

(へき地や過疎地域等における学びの支援)

- ・ へき地・小規模校では、教科担任制の実施などによる小中一貫・連携教育の充実を図り、地域に最も適した特色ある教育のあり方を調査・研究していきます。また、スクールバスの購入等小・中学校への通学支援を引き続き実施します。

方針5 地域と共にある信頼される学校づくりを推進します**(コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進)**

- ・ 保護者や地域の人々の学校運営への参画を促すなど、市民協働学校(コミュニティ・スクール)の充実に努め、学校と家庭・地域が連携・協働して児童生徒の成長を支える地域学校協働活動を推進し、公民館等の社会教育施設の活性化に取り組みます。
- ・ 学校と地域をつなぐ人材である地域学校協働活動推進員の効果的な配置促進、資質向上等を図ります。また、地域やこどもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進します
- ・ 地域教育資源の発掘や活用ができる総合的な学習の時間や環境教育を充実するとともに、交通安全・防犯・自然災害・感染症等に対応した安全安心な学校づくりに努めます。

(生活習慣の確立)

- ・ PTA等と連携した早寝・早起き・朝ごはんの取り組みや学校での学習を通して家庭で取り組む「眠育(睡眠教育)」などを推進し、家庭におけるこども達の基本的生活習慣の確立を支援します。

(災害時における学びの支援)

- ・ 災害が生じた際の学校再開の支援・学校安全の確保、災害の影響の及ぶ児童生徒等への心のケアや学習支援、就学支援などの教育環境の確保に取り組みます。

(企業等との連携)

- ・ 地域や企業と学校等が連携・協働したりアルな体験活動の機会の充実を推進します。その際、体験活動の地域における推進体制の構築に取り組み、地元企業等と連携した起業体験、職場体験活動の普及促進を図ります。

(持続可能な開発のための教育(ESD^{*5})の推進)

- ・ 教科等横断的に環境教育等を進め、ESD^{*5}の目的である「持続可能な社会の創り手」を育む取り組みを進めます。
- ・ ESD^{*5}とSDGs^{*6}の17の全ての目標実現への貢献を通じて、より公正で持続可能な世界の構築を目指した取り組みを推進し地域の多様な関係者(学校、教育委員会、大学、企業、NPO、社会教育施設など)と連携を図ります。

方針6 組織的・機動的な学校づくりを推進します**(学校における働き方改革・運営体制の充実や部活動の地域移行)**

- ・ 校務支援ソフトの活用により、校務の効率化を図ることで教師が児童生徒と向き合う時間の保障につなげます。
- ・ 令和2年に策定された教師の勤務時間の上限等を定める指針の実効性向上に向けた具体的検討、コミュニティ・スクール等も活用した社会全体の理解の醸成や慣習にとらわれない廃止等を含む学校・教師が担う業務の適正化等を推進します。
- ・ 時代に即した研修会を実施し、教職員の人材育成に努めるとともに、学校業務の見直しや、部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備、働き方改革を推進し、教職員がそれぞれの役割に応じて学校運営に参画する校内体制の整備と強化に努めます。
- ・ 質の高い教育の実現や複雑化・困難化する教育課題に対応し、教師の負担軽減を図るためにも、校長等のマネジメントの下、教諭はもとより、養護教諭、栄養教諭、事務職員に加え、教員業務支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士等の支援スタッフが、連携・分担して役割を果たし、こども達に必要な援助や、資質・能力を身に付けさせることができる「チーム学校」を一層推進します。

^{*5}ESD:現代社会における地球規模課題の諸課題を自らに関わる問題として主体的にとらえ、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらすための教育。

^{*6}SDGs:「Sustainable Development Goals」の略で2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された2030(令和12)年を期限とする、貧困や飢餓の根絶、福祉の推進などの17の開発目標が掲げられ、国際社会全体の課題として取り組まれているものの。

(教師の継続的な力量形成支援を通じた専門家集団としての学校の実現)

- ・ 学校生活の意欲や満足度を測る調査や教職員等の研修を行います。
- ・ 将来の教育課程の基準の更なる改善・充実を見据え、研究開発学校等における実践研究を進めます。
- ・ デジタル技術を活用した研修や、理論と実践の往還を重視した取り組み等を通して、これからの教師に求められる資質能力の育成及び、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を推進します。
- ・ 教職員一人一人の能力や業績を適切に評価し、人材育成等に活用する人事評価を実施します。あわせて、被表彰者自身や他の教職員の意欲や資質能力の向上に資するよう、優秀な教職員の表彰を行います。さらに、指導が不適切な教師に対する指導改善研修の実施や指導が不適切な状態に陥らないようにするための研修等のサポート、教職員による児童生徒性暴力の防止をはじめとした不適切なサービス上の問題への厳正な対応、産業医等の選任を含めた労働安全衛生管理体制の充実や、教職員のメンタルヘルス対策の促進等による適切な人事管理を進めます。

3. 学校教育施設の充実

児童生徒が安全・安心で良好な環境の中で学ぶことができるよう、学校における施設・設備の適切な維持管理や計画的な改修・改築を行います。

方針1 学校教育施設を整備・充実させます

(学校教育施設の整備・充実)

- ・ こども達が快適に学べる学習環境を整えるため、「うるま市学校施設長寿命化計画」に基づき、小・中学校改修整備を計画的に進め、老朽化対策を行い、長寿命化を図ります。
- ・ 特別教室や多目的教室などの整備や障がいのある児童生徒にも十分配慮したバリアフリーの整備を進めます。
- ・ 脱炭素社会の実現に向け、学校施設の ZEB^{*7} 化や木材利用、エコスクール(省エネ等を考慮した学校施設)の整備等を推進します。

(給食センターの整備)

- ・ 石川学校給食センターと第二調理場を統合した新石川調理場において、PFI^{*8} 手法等を取り入れた整備を進め、安定的な学校給食の提供を図ります。

(学校施設の地域中核拠点化に向けた検証)

- ・ 学校施設の地域の中核拠点化に向けて、複合施設化や未利用時間の利活用等、学校施設における官民連携の活用について、課題や可能性を検証します。

^{*7}ZEB：Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）の略。
建物が年間を通じて一定期間で使用するエネルギーの消費量全体を自身で生み出した再生可能エネルギーでカバーすること。

^{*8}PFI：Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）の略。
民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共施設の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。

4. 青少年健全育成の推進

学校・家庭・地域社会が連携して、青少年の健全育成に地域ぐるみで関わり、こども達が地域の中で心豊かで健やかに成長できるまちを目指します。

方針1 青少年健全育成支援体制を整備します

（青少年育成団体の活動支援）

- ・ 青少年が心豊かな人間性を育むため、青少年健全育成協議会やこども会育成連絡協議会など、青少年育成団体の活動を支援するとともに、これらの団体と学校、家庭、地域社会との連携強化を進めます。

（青少年健全育成のための環境づくり）

- ・ 学校・家庭・地域が連携し、地域ぐるみの人間的なふれあいを軸に、青少年の健全育成環境づくりを行います。

（予防教育の推進）

- ・ こども達が自分自身の心と体を守るための予防教育を推進します。

（家庭教育力の支援）

- ・ 地域と学校、家庭の連携を強化し、地域人材が青少年の教育に関わることで地域教育力を高めるとともに、保護者同士のふれあいや学び合いの場を構築するなど、家庭教育力の支援にも取り組みます。

（地域における児童生徒の活動場所の確保）

- ・ こども達が地域の中で、心豊かで健やかに成長できるよう、スポーツ・レクリエーション、文化活動等の場の確保に努めます。

方針2 青少年の健全育成・自立を支援します

（青少年健全育成協議会と生徒指導連絡会等との連携）

- ・ 街頭での帰宅指導や不登校児童生徒への支援は、現在の青少年の課題に合ったものに事業を再設計することが求められており、時代に即した支援策の検討・研究を進めつつ、青少年健全育成協議会、各校の生徒指導連絡会等の関連団体との連携を図ります。

（青少年の抱える問題相談、関連部署との連携）

- ・ 青少年の直面する様々な問題について相談を受け、発達・成長過程に対応した必要な指導・助言を行うとともに、関連部署・関連機関との連帯を図ります。

5.生涯学習の充実

市民それぞれのライフステージやライフスタイルに応じ、生涯にわたって生きがいを持てるように、生涯学習活動機会を提供し、生涯学習・社会教育環境の充実を目指します。

方針1 生涯学習の環境を整えます

（市民の学びへの関心・意欲向上）

- ・ 自ら主体的に学び、学びを生活や仕事、地域や社会の活動に生かすことができるよう、市民が気軽に参加・参画できる事業等を通して、学びへの関心・意欲を高めます。

（社会人の生涯学習環境整備）

- ・ 社会人が受講しやすい工夫（週末や夜間の開講、オンライン授業等）により、社会人が学びやすい環境整備を図ります。

（生涯学習の情報発信）

- ・ 学ぶ意欲を持つ社会人が、社会人向けの教育プログラムの開設状況や学びの支援等に関する情報を効率的に入手することができるよう、情報発信の取り組みを推進します。

（ゆらてくを拠点とする生涯学習の充実）

- ・ 生涯学習・文化振興センター（ゆらてく）については、市民の生涯学習・文化継承の拠点として、各種サークル活動の促進や各世代への学習機会を提供し、生涯学習の充実を図ります。

（公民館講座のあり方検討）

- ・ 公民館講座のあり方を検討し、自主的サークル活動（公民館活動）の支援を図り、学び集うことで人との繋がりを通じた地域の形成を目指します。

（地域公民館の活用）

- ・ 各地区公民館が、大人から子どもまで、幅広い世代の学びの場として、地域の特色を生かしながら、生涯学習意欲を高められるようにします。また、地域の多様な主体と連携協働することでその充実を図り、地域団体の活動支援やリーダー育成を行い、人づくり、地域づくりにつなげます。

（市民の社会参画機会の向上）

- ・ 各種生涯学習団体やサークル活動などの取り組みを広報誌やホームページなどで情報提供し、市民の参画機会を向上させます。

（生涯学習の成果発表の機会や交流活動の充実）

- ・ 市民ニーズに応じた学習機会を提供できるよう、講座・教室などのあり方を検討し、生涯学習フェスティバルなど学習成果の発表の機会や交流活動を充実させます。

（地域共生社会への取り組み推進）

- ・ 高齢者を含め全ての人々が、地域において世代を超えて互いに交流しながら、地域や暮らし、各々の生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」を実現するため、多様な技術・経験を有するシニア層の取り組みを推進します。また各地域における優れた取り組みの普及・啓発を促進し、誰もが生涯を通じて学び、地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を生かせる環境を整備します。

（デジタルリテラシー^{*9}の向上）

- ・ 社会教育施設におけるデジタル技術の効果的な活用、デジタル基盤の強化、誰一人として取り残されないデジタル社会の実現を図るため、デジタルデバイト^{*10}解消など、全ての世代のデジタルリテラシー^{*9}の向上に取り組みます。

（社会教育施設の整備推進や機能強化）

- ・ 社会教育施設の機能強化・設備整備を推進します。
- ・ 社会教育施設の機能強化に向けて、社会的包摂の実現や地域コミュニティづくり、地域課題の解決等において社会教育施設が果たすべき役割を明確化することなどにより、地域の教育力向上を図ります。特に、公民館等における地域のコミュニティ拠点機能の強化を図る観点から、こどもの居場所としての活用、住民相互の学び合いや交流の促進、関連施設・施策や地域団体等との連携を推進するとともに、地域住民や有識者からの外部評価を活用した運営の改善、公民館等の社会教育施設への社会教育士の配置推進を目指します。
- ・ 社会教育士は、社会の多様な分野において活躍が期待されていることから、首長部局の行政職員や地域学校協働活動推進員に加え、NPO や企業等における地域の課題解決に取り組む多様な人材が社会教育士の称号を取得することや、社会教育人材のネットワーク化、重要性を発信するなどし、その促進を目指します。

^{*9} デジタルリテラシー：デジタル技術を効果的かつ安全に使用するための能力を指します。これにはコンピューターインターネットなどの技術を理解し、それらを使って情報を見つけたり、生産したり、評価したりする能力が含まれます。

^{*10} デジタルデバイト：情報通信技術（IT）の恩恵を受ける事のできる人とできない人の格差。

方針2 図書館の活用を推進します

（図書館の利用促進）

- ・ 来館のきっかけにつながる行事開催や情報発信を行い、利用促進に努めます。
- ・ 生涯の学びと暮らしに役立つ施設として、市民が気軽に利用できる図書館活動を推進するとともに、地域課題の解決に必要な情報の提供など、市民の知的要求に的確に応えるために、情報収集、イベントの実施、情報提供を行い、「地域の情報拠点としての課題解決型図書館」を目指します。
- ・ 市民への図書館のサービスの充実と利便性の向上に努めます。

（適切な資料や情報を提供）

- ・ 必要な資料を求める市民に対し、レファレンスサービス^{*11}を通した適切な資料や情報を提供します。

（電子図書館サービスの実施）

- ・ インターネットを通して電子書籍の貸出を行う電子図書館サービスの実施により、時間や距離の制約、外出自粛状況下、災害時等に関係なく、いつでもどこでも読書を楽しむことができる「うるま市立電子図書館」による環境整備を充実させます。

方針3 学んだ成果を地域社会に活かします

（ボランティア活動の推進）

- ・ 市民が学んだ成果を社会に還元できるよう、学校、地域におけるボランティア活動を推進します。

（地域人材の活用）

- ・ 地域と学校との連携を強化し、地域人材を青少年教育に活用します。

（サークル、ボランティアグループ等、団体活動の支援）

- ・ 地域社会における市民活動の継続を目指し、社会教育団体をはじめ、サークルやボランティアグループ等、団体活動の育成、支援を行います。

^{*11} レファレンスサービス：利用者が必要とする情報を探すためのサポートを提供するサービスのこと。図書館の職員がその専門的な知識とスキルを利用して行います。

6.文化・芸術の振興

市民が優れた文化・芸術に親しみ、触れる機会を充実させることにより、教養や感性を深め、多様な価値観が尊重されることにより心豊かな社会形成を目指します。また、長い年月をかけて今に受け継がれてきた伝統芸能の保存・継承及び地域文化の振興を図ります。

方針1 市民文化活動を推進し文化芸術に親しむ機会を提供します

（文化芸能鑑賞の機会の創出）

- ・ うるま市文化協会等と連携して各種展示会や文化祭等を開催し、こどもから大人まで多くの市民が伝統芸能や優れた文化芸術を鑑賞し、身近に触れて楽しむことができる機会をあらゆる場面で創ります。

（市民文化活動の情報発信）

- ・ 市民文化活動について、引き続きホームページや広報誌、SNSなどを活用し情報発信を行い、啓発活動に努めます。

（市民文化芸術活動の活性化）

- ・ うるま市文化協会やうるま市少年少女合唱団等の市民文化団体の活動を支援し、文化を通じたつながりを広げ、市民の文化芸術活動の活性化を図ります。

（文化芸術事業のための環境づくり）

- ・ 市民が文化芸術活動に取り組み、人と人が交流できる活動の場や発表の機会など、文化芸術事業を展開するための環境づくりに努めます。

（学校における文化芸術教育の充実）

- ・ 郷土の伝統や文化の価値を理解し、それらの継承・発展のための教育活動を推進します。小・中学校等と資料館や劇場等、文化芸術団体、地域関係機関との連携・協力を図りつつ、体験機会を確保する等、学校における文化芸術教育の充実を図ります。

（若手のアーティストの支援）

- ・ 文化芸術の担い手の確保、育成を図るため、若手のアーティスト等の活動を支援します。

方針2 文化施設・設備を有効利用します

（公共文化ホールの維持や運営方法の検討）

- ・ 「公共施設等マネジメント計画」に基づき、文化活動の拠点として安全で利用しやすい環境を整備し、公共文化ホールを維持・更新します。
- ・ 市民芸術劇場については、民間運営を軸とした新たな運営方法の検討を行います。

7.文化財の保存・活用の推進

文化財を次世代へ継承するため、企画展示・体験学習・各種イベントなどの機会を通して市民の文化財に対する意識や関心を高め、文化財の保存・活用を推進し、郷土に愛着と誇りの持てるまちづくりを目指します。

方針1 文化財を保護します

（文化財の保存・整備の推進）

- ・ 市内文化財の保存・整備を推進し、地域住民の歴史学習に寄与し、郷土に愛着と誇りをもたらします。

（勝連城跡の保全・復元整備とあまわりパークの活用）

- ・ 世界文化遺産の勝連城跡については、歴史的環境を保全します。また、城壁などの復元整備を進めるとともに、「あまわりパーク」等を活用しながら、学校教育での歴史学習のできる環境の整備を進めます。

（埋蔵文化財の保護及び発掘調査）

- ・ 市内各地に残る様々な埋蔵文化財の保護及び発掘調査等を継続的に進めます。また、個々の状況に応じた管理、活用、保存修理、防災など、所有者と協議しながら保存・活用の充実を図ります。

（伝統芸能の保存・継承）

- ・ 無形民俗文化財などの伝統芸能を保存・継承します。

方針2 文化財を活用していきます

（歴史資料館等におけるイベント開催による文化財への関心の向上）

- ・ 歴史資料館等におけるイベントの開催や市広報誌、SNSによる情報発信、学校教育への支援など、市民が文化財に触れる機会を提供し、文化財に対する関心を高めます。

（文化財の情報発信）

- ・ 文化財パンフレットの作成、案内板の整備、ICTを活用した教育普及活動の推進により積極的な情報発信に努めます。

（文化財案内ボランティアガイドの活動支援）

- ・ 文化財案内ボランティアガイドなどについて、勝連城跡歴史文化施設や観光ターミナルと連携して、活動範囲の拡充を促進しながら、継続的な活動ができるように支援します。

（歴史資料館活動の充実）

- ・ 歴史資料館については、施設利用者が快適に利用できるように維持管理を行うとともに、資料の収集・整理・保管や展示公開・教育普及の推進に取り組み、資料館活動の充実に努めます。

（うるま市史の編さん）

- ・ 先史時代から現代に至るまでの歴史を「うるま市史」として綿密な調査や歴史資料等に基づき編さんし、市民に情報を提供するとともに、後世に引き継ぐ学問的遺産として事業を推進します。

第 5 章 計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1. 教育データの利活用と政策展開について

うるま市では教育振興基本計画をより実効性の高いものとするため、今後の教育政策を実行するにあたり目的を明確化し、教育データの分析から客観的根拠に基づき判断を行っていく「証拠に基づく政策立案(EBPM^{*12})」を推進します。さらにCBT^{*13}化の取り組みを促進し可視化された教育政策のなか、こども達の基礎学力の定着や学習の質の向上等を目指します。また関係機関との連携を図り、ステークホルダー^{*14}からの意見を反映させた政策立案を推進します。

本計画の推進にあたっては、基本施策において記述している各施策(「第4章 施策展開」で記述している施策)の下で、具体的な事業もしくは取り組みが展開されます。このことから、本推進計画は、本市の教育目標を実現するための、施策の集合体とも言えます。

計画の進捗管理では、各施策単位で EBPM の考え方に基づく PDCA サイクルにより事業評価を行い、それを踏まえ計画全体の検証を行います。

^{*12}EBPM: Evidence Based Policy Making の略称。「証拠に基づく政策立案」。政策立案、政策目的を明確化したうえで、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報やデータ(エビデンス)に基づくものにする。

^{*13}CBT: Computer Based Testing の略称。コンピュータ上で実施する試験。

^{*14}ステークホルダー: 計画の策定や、施策等の立案に関心を持つ、または施策等の結果によって影響を受けるすべての関係者のこと。

<計画検証のイメージ>

基本施策 1

└方針 1

└施策①

└事業

└取り組み



各施策単位で EBPM、PDCA サイクル
により事業評価を行う。(以下同じ)

└施策②

└事業

└取り組み



└方針 2

└施策①

└事業

└取り組み



└施策②

└事業

└取り組み



推進計画の進捗管理・検証

（全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用）

- ・ 本体調査の毎年度の実施や、経年変化分析調査、保護者に対する調査の結果や継続的な実施を通じ、データ貸与の取り組みも促進しながら、教育施策の成果や課題を把握・分析し、結果を活用することにより、教育施策の改善、及び教育指導の改善・充実を図ります。また、CBT^{*13}の特性・利点を生かした出題等、調査の一層の質の向上と、教育データの収集・分析・利活用の充実によるEBPM^{*12}の更なる推進を図ります。

（教育データ分析・利活用及び先端技術の利活用）

- ・ 教育データを効果的に利活用することで、学校における個別最適な学びの実現や、困難を抱える児童生徒の早期発見が可能となるのに加え、迅速で適切な政策立案や学習モデルの質的な変革等の新たな価値の創出が期待されるため、学校等において教職員や児童生徒が教育データを分析し利活用するための支援を行います。また、校務系・学習系・行政系データの連携・分析・利活用による学習指導・学校経営の高度化・効率化等を目指し、効果的かつ効率的なシステムの入替えを図ります。データの利活用の前提として、個人情報の適正な取扱いを確保しながら安全・安心に利活用ができるルール等を整備します。さらに、学校が抱える教育課題解決に向けた、センシング、メタバース・AR・VR、AIといった先端技術の利活用を図ります。

（自殺対策・不登校対策へのICT活用）

- ・ 1人1台端末を活用した児童生徒への、健康状態や気持ちの変化の早期発見、支援を要する児童生徒の早期発見、自殺リスクの早期把握により早期支援を推進します。

（教育データの標準化）

- ・ 教育データの利活用ニーズが高まる中、教育データを相互に交換、蓄積、分析が可能となるように相互運用性や流通性を確保するために、教育データの意味や定義をそろえる標準化が進められています。学校、事業者等に対して、標準化の意義についての理解促進を図り、データ標準に基づく教材等の実装が進むように活用を促進します。

^{*12}EBPM：Evidence Based Policy Making の略称。「証拠に基づく政策立案」。政策立案、政策目的を明確化したうえで、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報やデータ（エビデンス）に基づくものにする。

^{*13}CBT：Computer Based Testing の略称。コンピュータ上で実施する試験。

(基盤的ツールの開発・活用)

- ・ 学校や家庭においてオンライン上で学習やアセスメントができる「文部科学省 CBT システム (MEXCBT:メクビット)」を導入し全国の学校等で問題等の相互利活用や、共通の知見の共有を図り、普段使いや全国・地方の学力調査等における幅広い活用を一層推進します。

(関係部局との連携)

- ・ 教育政策の推進に当たり、首長部局等を含む関係各課や関係団体との連携を図ります。

(地方教育行政の充実)

- ・ 教育環境の整備を着実に進めるためには、各地域における行政体制・機能の充実を図ることが必要であり、事務局職員の資質・能力の向上、行政職と教育職との連携の促進や教育行政への多様な人材の参画、活発な議論を通じた教育委員会のチェック機能の実質化等の教育委員会の機能強化・活性化を図るとともに、総合教育会議等を活用した日常的な教育委員会と首長部局の連携等の推進を図ります。

(各ステークホルダー^{*14}(こどもを含む)からの意見聴取・対話)

- ・ 計画等の策定やフォローアップに際し、教育現場や関係団体(市長部局及び教育委員会)、こども・学生・保護者・学習者、大学等の高等教育機関など、それぞれの計画が対象とするステークホルダー^{*14}からの意見聴取や対話を行い、その後の施策に反映していくことで、実効性のあるPDCA サイクルの確立を目指します。このことを通じて、計画策定・実施過程に各関係者の当事者としての参加を促進し、実効性ある計画の実施に向けた機運醸成を図ります。

^{*14} ステークホルダー：計画の策定や、施策等の立案に関心を持つ、または施策等の結果によって影響を受けるすべての関係者のこと。

2. 計画の推進にあたって

本計画の様々な施策に基づき展開される事業や取り組みは「うるま市教育振興推進委員」の意見を聴きながら、進捗の管理を行います。各施策は、その施策の下で個別にある事業、あるいは取り組みとして具体的に展開します。

「自分が好き」「学びが好き」「地域が好き」な児童生徒、市民の割合の増減を計るため、以下の9つの指標を設けました。

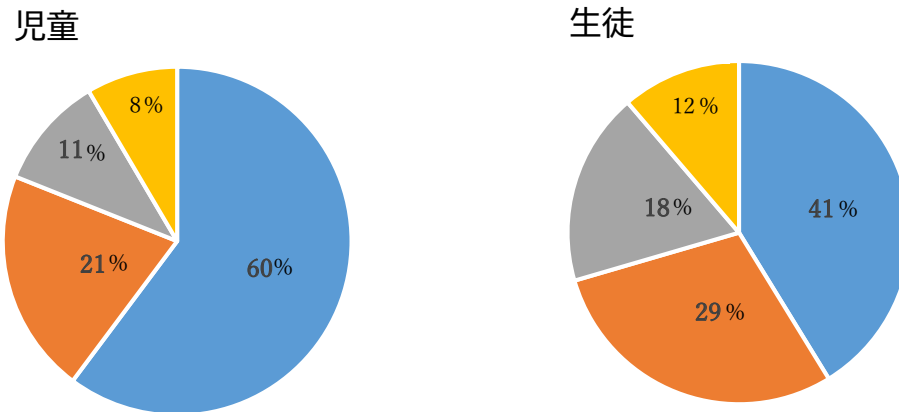
1. 将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合
2. 自分には良いところがあると思っている児童生徒の割合
3. 人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合
4. 勉強が好きと思う児童生徒の割合
5. 学校が楽しいと感じている児童生徒の割合
6. 主体的に生涯学習活動に取り組んでいる市民の割合
7. 地域や社会を良くするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合
8. 日本やあなたが住んでいる地域のことについて、外国の人にもっと知ってもらいたいと考えている児童生徒の割合
9. 今住んでいる地域の行事やまちづくり活動に参加している児童生徒、市民の割合

これらを毎年測定する事で、施策展開の妥当性を検証し、EBPM による教育改革を進めます。

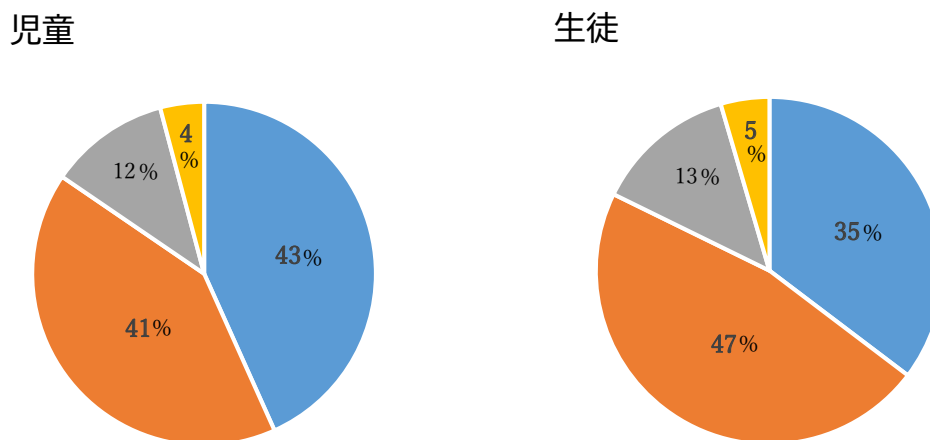
令和5年度全国学力・学習状況調査結果、令和4年度うるま市市民アンケート結果

■ 当てはまる ■ どちらかと言えば当てはまる ■ どちらかと言えば当てはまらない ■ 当てはまらない

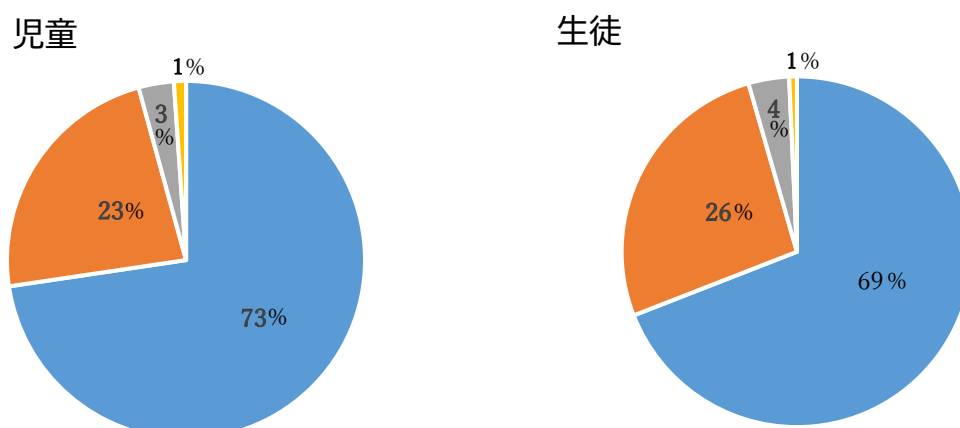
1. 将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合



2. 自分には良いところがあると思っている児童生徒の割合



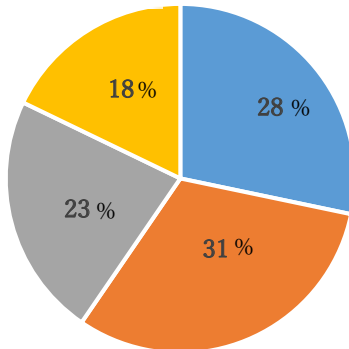
3. 人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合



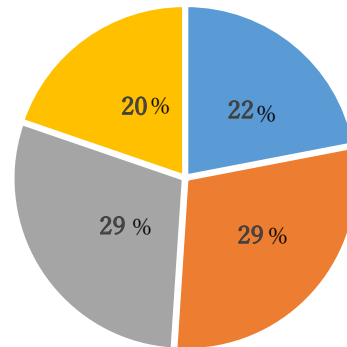
■ 当てはまる ■ どちらかと言えば当てはまる ■ どちらかと言えば当てはまらない ■ 当てはまらない

4.勉強が好きと思う児童生徒の割合

児童

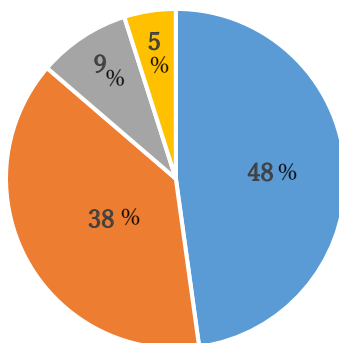


生徒

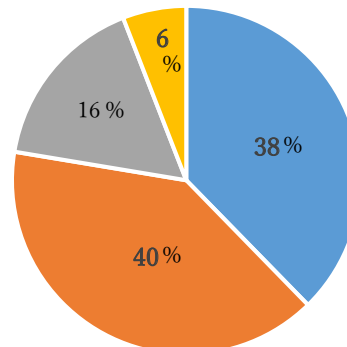


5.学校が楽しいと感じている児童生徒の割合

児童

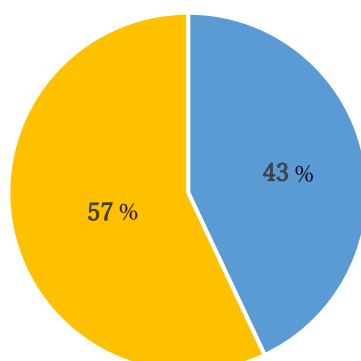


生徒



6.主体的に生涯学習活動に取り組んでいる市民の割合

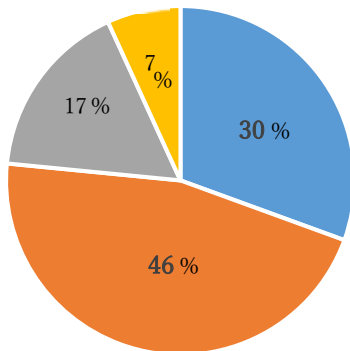
市民



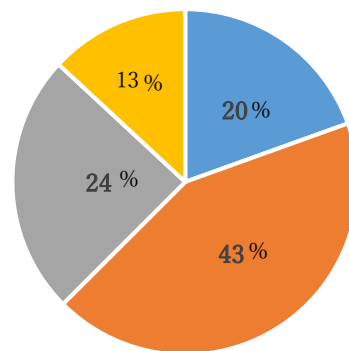
■ 当てはまる ■ どちらかと言えば当てはまる ■ どちらかと言えば当てはまらない ■ 当てはまらない

7. 地域や社会を良くするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合

児童

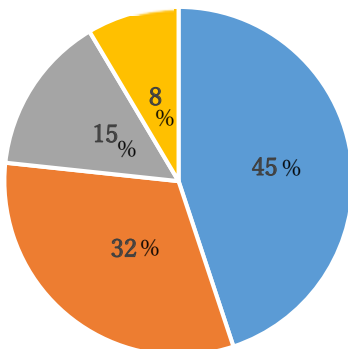


生徒

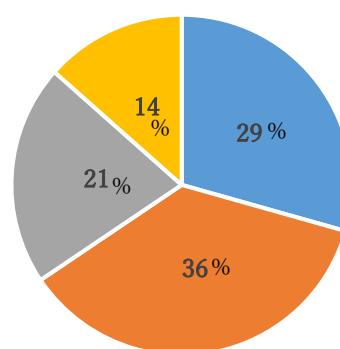


8. 日本やあなたが住んでいる地域のことについて、外国の人にもっと知ってもらいたいと考えてる児童生徒の割合

児童

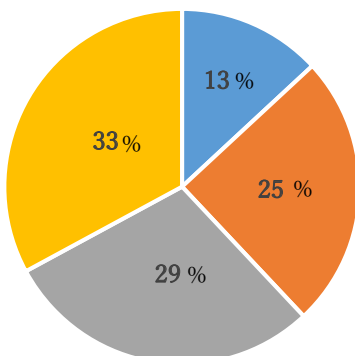


生徒

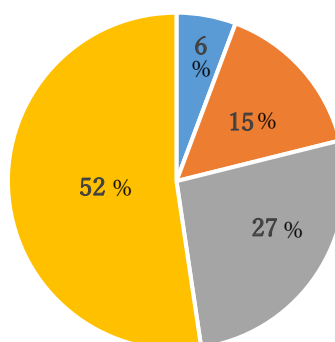


9. 今住んでいる地域の行事やまちづくり活動に参加している児童生徒、市民の割合

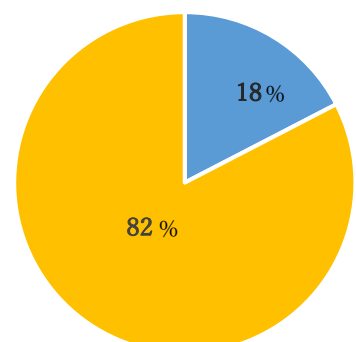
児童



生徒



市民



資料編

資料編

1. うるま市教育振興推進委員会規則
2. うるま市教育振興推進委員会委員名簿
3. うるま市教育振興基本計画検討委員会委員名簿
4. 計画策定の経緯
5. 諮問書、答申書

1. うるま市教育振興推進委員会規則

○うるま市教育振興推進委員会規則

令和4年5月20日

教育委員会規則第6号

うるま市教育振興推進委員会規則（平成17年うるま市教育委員会規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、うるま市附属機関設置条例（平成17年うるま市条例第19号）第3条の規定に基づき、うるま市教育振興推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、うるま市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次の事項について調査審議し、その意見を答申するものとする。

- （1） 義務教育等の学力向上に必要な事項
- （2） 小中学校及び幼稚園の敷地並びに新設、分離統合等の総合的施策について必要な事項
- （3） その他教育の振興と推進に必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- （1） 知識経験を有する者
- （2） 市内小中学校長会が推薦する者
- （3） 市PTA連合会が推薦する者
- （4） 市自治会長会が推薦する者
- （5） その他教育長が特に必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(議事)

第7条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。

(関係者の出席)

第8条 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2.うるま市教育振興推進委員会委員名簿

(委嘱期間：令和5年3月28日～令和7年3月27日)

	区分	氏名	所属等	備考
1	知識経験者	垣花 道朗	NPO 法人 沖縄県学 童・保育支援センター	理事兼事務局長、 沖縄女子短期大学非 常勤講師
2	知識経験者	照屋 翔大	沖縄国際大学	経済学部 経済学科 准教授（学校経営学）
3	知識経験者	コリンズ さゆり	学校法人 アミックス 国際学園	幼稚園・小学校教頭
4	教育関係団体	仲村 美恵子	うるま市立彩橋 小中学校	校長
5	教育関係団体	兼島 栄	うるま市立平敷屋 小学校	校長
※6	教育関係団体	牧門 司	うるま市 PTA 連合会	会長
※7	教育関係団体	山城 暁	うるま市自治会長 連絡協議会	会長 上平川自治会長
8	教育関係団体	金城 麻美	うるま市青少年健全 育成協議会	会長
9	教育関係団体	上間 順一	うるま市社会教育委員	議長
10	教育関係団体	吉田 治	うるま市文化協会	会長
11	教育関係団体	高平 兼司	うるま市立資料館協議 会	会長
※ 12	教育関係団体	仲地 一	うるま市社会福祉法人 立保育園連盟	会長 むぎの子保育園 理事長・園長

※6、※7 は変更により※12 は追加により委嘱期間は令和5年7月1日～令和7年3月27日

3.うるま市教育振興基本計画検討員会委員名簿

令和5年度

No.	役 職	氏 名	所属等
1	委員長	川端 登	社会教育部部長
2	副委員長	大里 元児	学校教育部部長
3	副委員長	兼城 哲夫	社会教育部参事
4	委 員	平川 留美	社会教育部 教育政策課長
5	委 員	天願 哲也	社会教育部 教育施設課長
6	委 員	宮城 伸一	社会教育部 文化財課長
7	委 員	美里 直樹	社会教育部 生涯学習文化振興センター館長
8	委 員	志堅原 忠史	社会教育部 市立図書館館長
9	委 員	大城 朝克	学校教育部 学務課長
10	委 員	仲村渠 安一	学校教育部 学校教育課長
11	委 員	中村 哲也	学校教育部 学校教育課主幹
12	委 員	宮城 則子	学校教育部 教育支援センター所長
13	委 員	恩納 誠	学校教育部 学校給食センター所長
14	委 員	久場 兼作	こども未来部 こども教育支援課長

4.計画策定の経緯

5 月	10 日：第 1 回検討委員会（作業部会委員・策定までのスケジュールについて） 18 日：作業部会（教育施設課、学務課） 26 日：作業部会（図書館、文化財課）
6 月	1 日、2 日、5 日：作業部会（教育支援センター） 27 日：作業部会（生涯学習文化振興センター） 29 日作業部会（学校教育課、こども政策課）
7 月	3 日：作業部会（給食センター、こども教育支援課、） 5 日、7 日、12 日：作業部会（学校教育課）
8 月	21 日、22 日：作業部会（学校教育課） 23 日：作業部会（こども教育支援課） 28 日：作業部会（スポーツ課）
9 月	6 日：教育委員会議（検討員会・作業部会取組み内容について） 7 日：第 2 回検討委員会（作業部内容報告・教育振興基本計画案について） 29 日：第 1 回教育振興推進委員会議（諮問・意見交換会）
10 月	11 日：教育委員会議（教育振興基本計画進捗報告） 27 日：第 3 回検討委員会（教育振興基本計画案について） 31 日：第 2 回教育振興推進委員会議（教育振興基本計画案について）
11 月	27 日：第 3 回教育振興推進委員会議（教育振興基本計画案について）
12 月	22 日：第 4 回教育振興推進委員会議（教育振興基本計画案について）
1 月	10 日：教育委員会議（教育振興基本計画進捗報告） 19 日：パブリックコメント実施（1 月 19 日～2 月 2 日）
2 月	8 日：第 5 回教育振興推進委員会議（パブリックコメント内容反映・教育振興基本計画案及び答申案について） 14 日：教育委員会議（教育振興基本計画進捗報告） 21 日：答申
3 月	19 日教育委員会議（教育振興基本計画案議決）

5. 諮問書、答申書



う 教 政 第 175001 号
令和 5 年 9 月 2 9 日

うるま市教育振興推進委員会
委員長 垣花 道朗 様

うるま市教育委員会
教育長 嘉手苅弘美



うるま市教育振興基本計画の策定について（諮問）

うるま市教育振興推進委員会規則第 2 条の規定に基づき下記事項について諮問します。

記

1. 諮問事項 うるま市教育振興基本計画の策定について
2. 諮問理由 本市の教育に関する基本的な計画となる、うるま市教育振興基本計画の策定にあたり、その内容についてご審議のうえ答申いただくようお願いいたします。



令和6年2月21日

うるま市教育委員会
教育長 嘉手苺 弘美 様

うるま市教育振興推進委員会
委員長 垣花 道朗
(公 印 省 略)

うるま市教育振興基本計画の策定について（答申）

令和5年9月29日付けう教政第175001号で諮問のあったうるま市教育振興基本計画の策定については、別添「第1次うるま市教育振興基本計画（案）」をもって、
適当と認める旨決定しましたので、答申します。